

大阪部落実態調査（中間）報告

大阪部落実態調査推進委員会事務局

はじめに

一九八二年四月一日より「同和对策新法」が、五カ年の
時限立法として施行された。

この新法の制定の時点に、改めて大阪における部落の実
態を明らかにし、部落解放にむけた五カ年計画を策定する
ための裏づけとして、昨年十月に、大阪の部落全域で、実
態調査がとりくまれた。

この調査は、部落解放同盟大阪府連合会、大阪府同和事
業促進協議会、大阪市同和事業促進協議会、解放会館連絡
協議会、部落解放研究所等で構成された大阪部落解放実態
調査推進委員会（代表 上田卓三・大阪府連委員長）によ
って実施された。

その結果、四七支部全体で、今回の調査がとりくまれ、

二五、九〇〇世帯、八二、七六五名を対象とした、大阪府
連始まって以来の膨大な調査となった。

調査の内容も、世帯・人口、健康、住宅、生活水準、就
労、社会保障、教育実態、教育要求、被差別体験、結婚、
障害等広範多岐にわたり、今日時点の大阪における部落の
実態が明らかにされるところとなってきた。

十二月下旬～一月上旬にかけて大阪全体の単純集計の分
析がおこなわれ、二月一杯でクロス集計の分析にとりくま
れている。

また、支部段階においても、単純集計の分析が進められ
ており、三月には、これまた、クロス集計の分析が開始さ
れる予定である。

今回の調査によって、「特別措置法」三十三年（部落に
よれば、それ以前の時点からのところもあるが）の種々な
る運動と施策によって、一定、前進が見られるものの、今

なお深刻な差別の実態が浮きぼりにされてきている。
以下、大阪部落実態調査の全体報告の中間的な報告を紹介する。

〈中間報告の構成〉

- ・世帯・人口
- ・世帯・世帯人員／人口および世帯主から見た続柄／性別／年齢構造
- ・健康
- ・健康の状況／病気の種類
- ・住宅
- ・住宅の所有関係／住宅の種類／住宅の規模／住宅密度
- ・居住水準／住宅の困窮理由
- ・生活水準
- ・生計費の源泉／年収／生活費／納税状況
- ・就労
- ・就労の有無／就労形態／賃金形態／職場の従業員数／職場の社会保障制度／就労内容／年収／転職希望／就職希望／資格・免許／資格・免許の活用状況
- ・社会保障
- ・年金の加入状況／年金の給付状況／年金額の状況／生活保護の状況
- ・教育実態

一、世帯・人口

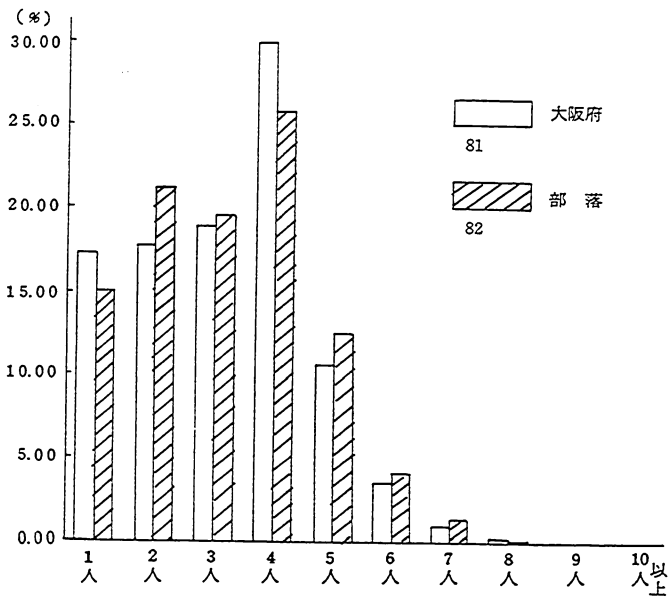
(1) 世帯・世帯人員

今回の調査における世帯数は、二万五、九〇〇世帯で、一世帯あたりの人員は三・二人となっている。大阪府の普通世帯数は、一九八〇年国勢調査結果によると、二六〇万四、九五三世帯であり、一世帯当り人員は、三・一六人となっており、一世帯あたり人員では、〇・〇四人とわずかに多くなっているが、ほとんど差はない。

一方、世帯人員別で見ると、四人世帯が二五・七％と最も多く次いで二人世帯の二一・三％、三人世帯の一九・六％、一人世帯の一五・〇％となっている。これを大阪府全体と比較してみると二人世帯では、府の一七・八％に対し三・五ポイント、五人世帯では、府の一〇・七％に対し一・八ポイントと高く、逆に四人世帯では、府の二九・八％に対し四・一ポイント、一人世帯では、府の一七・四％に対し二・四ポイント低くなっているのが目立っている。(図1)

また、今回の調査における部落の世帯数は、府世帯総数(普通世帯+準世帯)の約一％を占めている。

図1 世帯人数の比較



学歴の状況／読み書きの力の状況

・教育要求

保育・教育の世帯数概要／保育要求／小・中学校に関する要求／高校・大学・専修学校・各種学校に関する要求

・被差別体験

・結婚

結婚の時期／結婚の相手／結婚にまつわる部落差別体験／結婚差別の内容／親元とのいきまの状況／若干の結論

・障害

「身体障害者手帳」もしくは「療育手帳」の交付の有無／障害発生年齢／身体障害者の対人口比／障害の部位／障害の等級／障害の原因

7 大阪部落実態調査(中間)報告

部落においては健康二五・八%、普通四九・八%で、健康とみられる者は七五・五%である。厚生省健康調査(一九八一年)によると、傷病のない者は八八・二%であり、部落の健康者は一二・六%も少ない。

又、「弱いほうである」一四・三%、「病気がち」八・八%、「寝たきり」〇・八%で、部落の健康でない者の合計は二三・九%である。厚生省調査(一九八一年)では、傷病のある者は一一・八%である。このように部落は一般に比べて、健康でない者の存在は二倍であるという結果が出ている。(表2)

表2 健康の状態(百分率)

区分	本調査(82年10月)	国民健康調査(81年10月)
総数	100.0	100.0
健康者	75.5	88.2
病弱者(ねたきりを含む)	23.9	11.8
不明	0.6	—

部落の病気の種類についての回答では、一人あたり二・一三の病気を訴えている。厚生省調査では、一人あたり一・一一の病気を訴えているので、単純にみると、一般に比べて部落の人のかかえている病気の種類は二倍にもなる。

病気の種類で多いものから順位をつけると、部落の場合、一位・腰・肩痛一四・七%、二位・胃腸病一一・三%、三位・血圧一〇・〇%、四位・呼吸器八・七%、五位・心臓七・六%、六位・肝臓七・一%となっている。一九八〇年国民健康調査で一般の順位をみると、一位・血圧二一・八%、二位・呼吸器一四%、三位・腰・肩痛九・七%、四位・心臓六・五%となっている。

部落の場合、腰・肩痛、胃腸病、肝臓病がとくに多いといえる。部落の場合、一般と比べて病気の種類は、一位の腰・肩痛が一・五倍、二位の胃腸病が二・九倍、六位の肝臓が三・二倍、七位の貧血が一〇倍、八位の眼が一・八倍、一〇位の耳鼻が三・五倍と高い割合を示している。

一方、三位の血圧は一般と比し、約半分、四位の呼吸器は約%と、低い割合である。(表3)これは部落の人々が肉体労働によって体を酷使し腰・肩痛と内臓を病んでいる

(1) 健康の状況

(2) 病気の種類

表1 年齢構造(年齢17区分別)
〈年齢区分〉 〈大阪府〉 〈部落〉

年齢区分	大阪府	部落
1 新生児(12ヶ月未満)	1.3%	112,907人
2 乳幼児(1~5歳)	7.6	642,414
3 小学生(6~11歳)	10.9	923,085
4 中学生(12~14歳)	4.6	389,177
5 15~17歳	4.4	372,136
6 18~19歳	3.0	254,454
7 20~24歳	7.0	591,162
8 25~29歳	7.8	657,664
9 30~34歳	9.9	842,621
10 35~39歳	9.0	758,966
11 40~44歳	7.7	655,668
12 45~49歳	6.9	581,486
13 50~54歳	5.5	464,899
14 55~59歳	4.0	339,719
15 60~64歳	3.1	264,525
16 65~69歳	2.8	239,091
17 70歳以上	4.4	374,270
18 不明	0.1	9,202
(計)		100.0
		82,765

1980年国勢調査結果

図4 年齢構造(年齢17区分別)

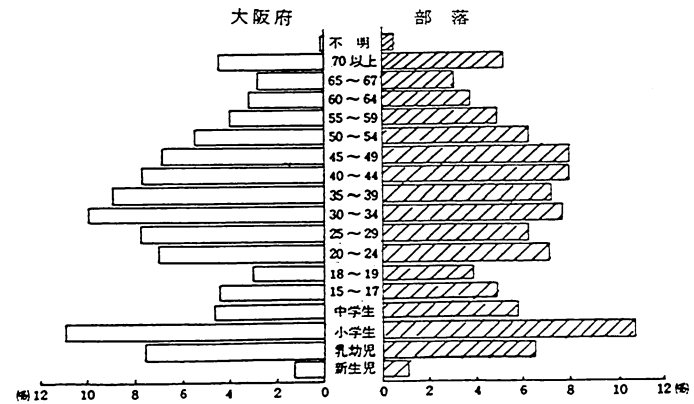


図5 住宅の所有関係別普通世帯数（10分類）

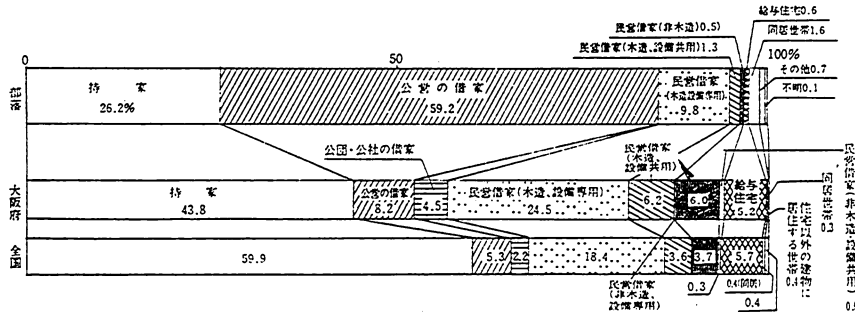
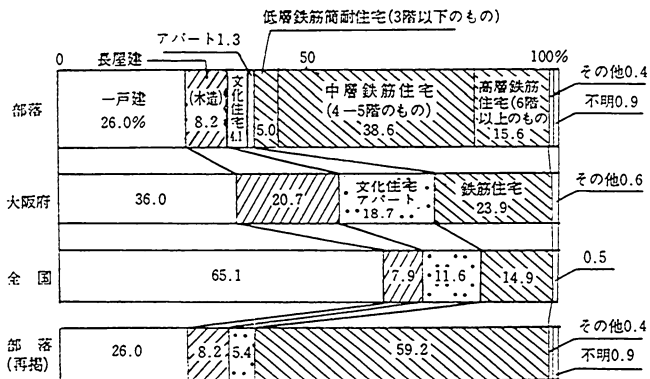


図6 建物の種類の比較（%）



(2) 住宅の種類
住宅の建て方、構造など建物の種類を比べると、一戸建は、部落では二六・〇%で、全国は一・〇%、大阪府は〇・九%と三六・〇%と比べて少なくなっている。

表3 病気の種類（百分率）

区分	本調査(82年10月) A	国民健康調査(80年10月) B	A/B
総数	100.0	100.0	
1 のど・気管・肺が悪い	④ 8.7	② 14.0	6 2.1
2 胃腸が悪い	② 11.3	⑥ 3.9	2 8 9.7
3 肝臓が悪い	⑤ 7.1	2.2	3 2 2.7
4 心臓が悪い	⑤ 7.6	④ 6.5	1 1 6.9
5 腎臓が悪い	3.2	0.6	5 3 3.3
6 かしこがしにくい	1.2
7 糖がふりる	3.9	⑤ 4.1	9 5.1
8 血圧が高い	③ 10.0	① 21.8	4 5.9
9 貧血	⑦ 6.0	0.6	1 0 0 0.0
10 中風	1.0
11 腰・肩・ひざが痛む	① 14.7	③ 9.7	1 5 1.7
12 身体がかゆい、湿疹	1.8	3.0	6 0.0
13 婦人病	1.6
14 目の病気	⑤ 5.7	3.1	1 8 3.9
15 耳・鼻の病気	⑩ 4.2	1.2	3 5 0.0
16 歯の病気	⑤ 5.1	3.1	1 6 4.5
17 その他	6.2	2 6.2	2 3.7
18 不明	0.6

(1) 住宅の所有関係

三、住宅

ことを示している。又貧血が多いということは、食生活が偏重していることにもよるといえる。さらに、眼・耳鼻が高いということは部落の環境衛生状態がいまなお劣悪なことを示していると思われる。

部落における住宅の所有関係をみてみると、公共賃貸住宅は五九・二%で、次の持家の二六・二%を大きく引き離している。
全国では、持家が五九・二%で最も多く、次いで民間借家が二五・六%である。大阪府も持家が四三・三%で最も多いが、次の民間借家が三六・八%でその差は少ない。いずれも公共賃貸住宅は部落に比べて少なく、そのうち公営住宅ではさらに少なくなる。
すなわち、部落では公共賃貸住宅はすべて公営住宅(改良を含む)であるが、全国では公営では五・二%、大阪府で八・一%である。同居世帯(借間)は、部落では一・六%であるのに対し、全国は一・〇%、大阪府は〇・九%と少なくなっている。(図5)

(注) 国、府に関する数値は、特にことわりのない限り一九七八年(昭和五十三年)住宅統計調査による。

11 大阪部落実態調査（中間）報告

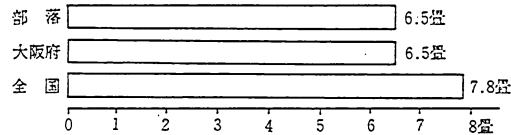
一人あたりの居住室の平均畳数であらわすと、部落は大阪府と同じく六・五畳となり、全国は七・八畳である。(図9)

部落において、「三畳未満」「十畳以上」、その間を一畳ごとの階級別に一人あたりの畳数の構成比をみ

(4) 居住密度

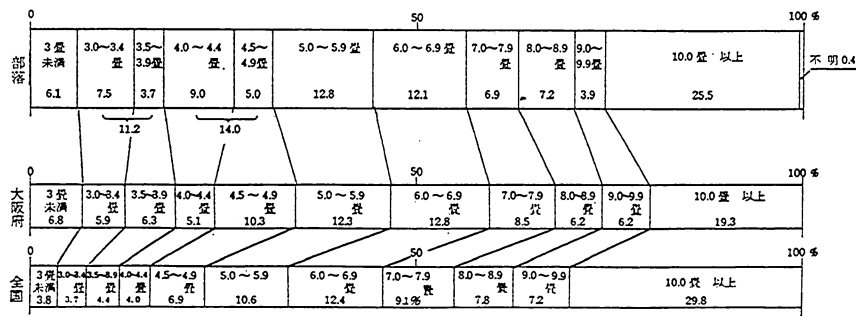
畳「六十一畳」の順となる。すなわち、部落では公共賃貸住宅が六割近くを占めて、民間借家が割余りしかないのに対し、他では、最も平均規模の狭い民間借家が、大阪府で三六・八％、全国で二五・六％、次いで狭い公共賃貸住宅がそれぞれ一二・五％、七・四％を占め、著しくその構成比が異なるため、それが住宅規模の差となっており、一四・〇％で最も少なく、大阪府が二〇・二％、全国が三七・一％で広い、住宅は部落に少ないことを示している。(図8)

図9 世帯員1人あたり平均畳数



ると、「十畳以上」が二五・五％と最も多く、次いで「四・〇～四・九畳」が一四・〇％、「五・〇～五・九畳」が一・一・八％、「六・〇～六・九畳」が一・二・一％、「三・〇～三・九畳」が一・二％、となり、三畳未満と七・八・九畳台が四七％で少なくなっている。(図10)

図10 1人あたりの住居の広さ(%)



部落における住宅の広さは、一世帯あたりの居住室の平均畳数であらわすと、二〇・七畳となり、大阪府の二一・一畳よりやや狭い。全国では二七・〇畳と広い。

六畳ごとの階級別にみると、部落では「十二畳～十七畳」が三四・七％、「十八～二十三畳」が二六・〇％、「二十四～二十九畳」が一・四％、「六十～七十一畳」が一・二・〇％の順となる。大阪府では「十二～十七畳」が最も多く、次に多いのは「六十～七十一畳」で、第三位が「十八～二十三畳」であり、全国では、「十二～十七畳」「十八～二十三畳」

(3) 住宅の規模

鉄筋住宅（非木造の長屋建及び共同住宅）は、部落が五九・二％であるのに対し、大阪府が二三・九％、全国が一四・九％で、部落の半分以下である。(図6) このように、部落では鉄筋の公営住宅が六割近くに達し、低質な木造住宅が少なく、構成比から見ると、他と比べ大きく改善されてきたといえよう。

図7 一世帯あたりの平均畳数の比較

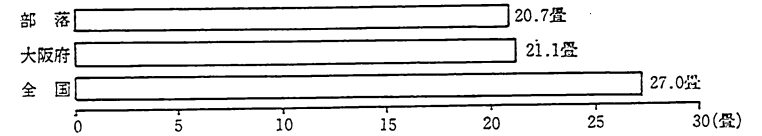
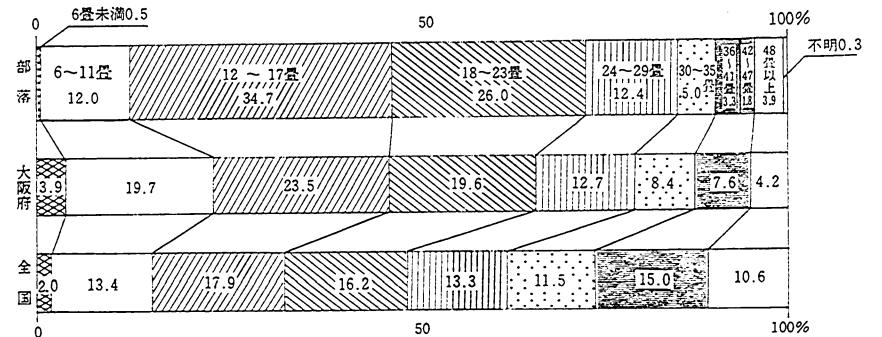


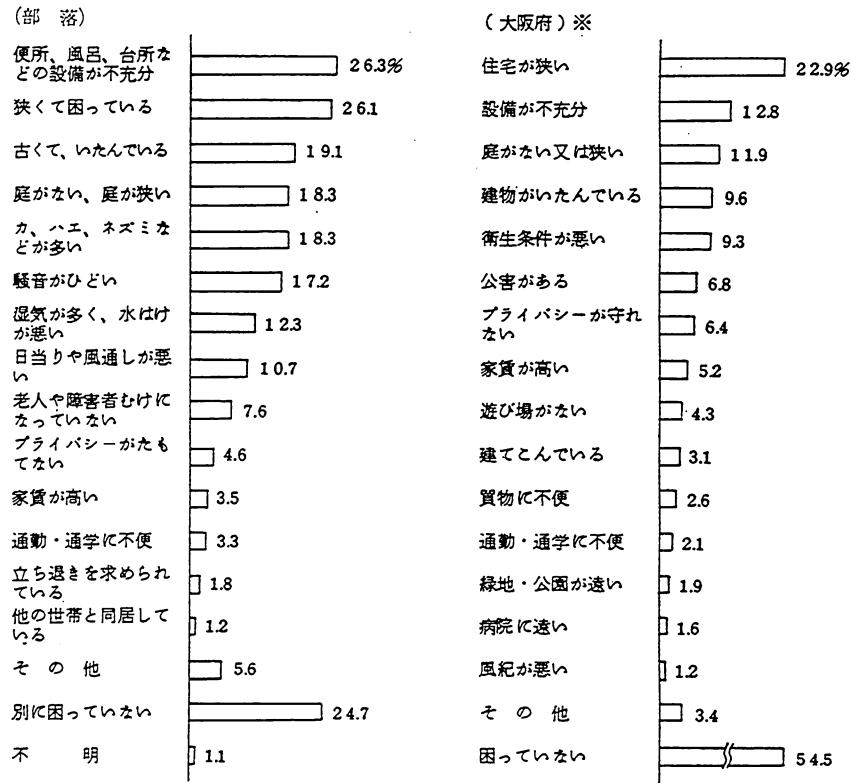
図8 住居の広さ(部落)(%)



他の困窮理由については、部落と大阪府にそう大きな差異は見られない。ただ設問内容にもよるが、部落では「老人や障害者むけになっていない」という不満が七・六％あるのに対し、大阪府では、遊び場や緑地、公園への不満があり、また公共施設整備が部落より遅れていることを示している。（図12）

しかし、住宅への困窮度は、部落が最も高く、逆に困っていない世帯についてみると、部落で二四・七％、大阪府が五四・五％で、特に部落に少ないことがわかる。

図12 住宅の困窮理由〔M.A.〕



※ 1978年住宅需要実態調査より、「住宅困窮程度」と「住宅困窮理由（第1～3位）（住宅困窮世帯のみ）」で計算しなしたのもの。

(5) 居住水準

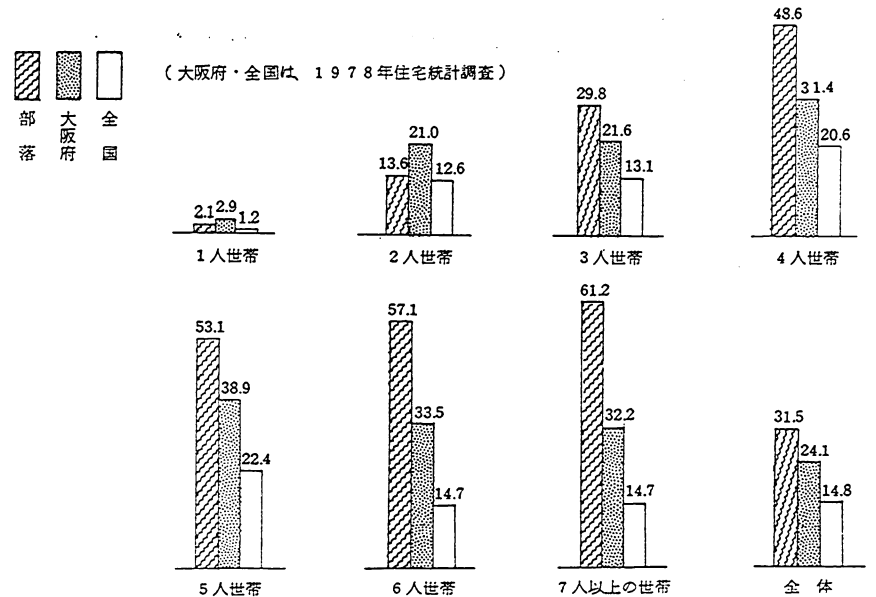
居住水準とは、各世帯が良好な生活を営むため必要とされる居住室の広さについての基準で、国では一九八五年までにすべての世帯がこの水準のうち、最低居住水準を確保できるようにすることを目標としている。

この最低居住水準未達の世帯をみると、図11の通り部落が三一・五％で、大阪府が二四・一％、全国が一四・八％である。世帯人員別にみるとこの傾向は、三人以上の世帯で同じであるが、六人世帯及び七人以上の世帯では、その差は大きくなっている。一人世帯及び二人世帯では部落の方が大阪府よりも最低居住水準未達世帯が少なくなっている。多人数世帯の狭さの解決が課題であるといえよう。

(6) 住宅の困窮理由

現在住んでいる住宅について、困っている点をあげると、部落では「設備が不十分」が二六・三％で最も多く、次いで「狭い」が二六・一％となる。これに対し、大阪府では「狭い」が最も多く、次いで「設備が不十分」となるが、その差は大きい。このことは、部落の公営住宅が狭さとともに、風呂などの不備が大きく問題となっていることを示している。

図11 世帯員数別最低居住水準に満たない世帯の割合（％）



四、生活水準

(1) 生計費の源泉

部落の各世帯における生計費の源泉をみると、世帯主・配偶者などの「仕事による収入」に依存している世帯が多い。また、「年金・恩給など」及び「生活保護」をうけている世帯が、それぞれ四、六一一世帯、三、七一九世帯と多いのが目立つ。さらに、部落解放運動の反映として「その他（奨学金、生活三対策一時金、訓練手当等の個人給付など）」を受けている世帯が約六、〇〇世帯と多いのが特徴といえる。（表4）（ただし、表2でも明らかのように、「年金・恩給など」は生計費の主な源泉とはなっていない。）

これを府の平均（一九八〇年国勢調査結果）と比較すると表4のようになる。すなわち、府平均に比べ部落の方は、「仕事による収入が主な世帯」の割合が低く、「生活保護」の割合が非常に高くなっている。

(2) 年 収
部落の一世帯あたりの平均年収（税金を除いた手取額）

は、二六七・三万円である。一人当りの平均収入は八〇・六万円となる。それに対して、府全体の一世帯当りの平均収入は三八〇万円、一人当りの平均収入は一〇三万円である（大阪府家計調査―勤労者世帯のみ、八一年、可処分所得）。

両者は調査方法、調査時点が異なり直接比較はできないが、部落の方が府平均を下回り、七〇％程度にとどまっている。しかも、部落解放運動の成果である同和対策にもとづく個人給付を含めても七〇％程度であることに留意する必要がある（表6）

年収の分布を百万円区分でみると、一〇〇万円、二〇〇万円台が一番多く、典型的な所得分布を示しているが、百万円未満世帯の割合が大きいのが目立つ。（図13）

(3) 生 活 費

部落のふだんの月における一世帯あたりの平均生活費は、一六・四万円（一人当り五万円）である。府全体の一世帯あたりの平均生活費（消費支出）は、最近（八二年九月）の大阪府家計調査結果でみると二四・七万円（一人当り六・七万円）であり、部落の平均生活費は府全体の平均よりも低いといえる。（表7）

これは、差別の結果、生活をきりちぢめているあらわれ

表1 生計費の源泉（部落）

収入区分	世帯数	割合%
1. 世帯主・世帯主の配偶者などの仕事による収入	28,796	111.2
2. 家族からの仕送りや贈与	929	3.6
3. 年金・恩給など	4,411	17.0
4. 生活保護	3,683	14.2
5. その他（個人給付、貯金の引き出し、不明含む）	6,606	25.5
回答計（複数回答）	44,425	171.5
世帯計	25,900	—

表2 府平均との比較

国調の収入区分	府全体 (80年国調)	部 落
1. 仕事による収入が主な世帯	88.4 %	78.2 %
2. 仕送りが主な世帯	2.6	1.1
3. 年金・恩給が主な世帯	5.0	6.6
4. 生活保護が主な世帯	1.1	13.1
5. そ の 他	2.9	1.0
計	100.0	100.0

表6 世帯年収（部落）

1. 4.9万円以下	3.0	780
2. 5.0～9.9万円	10.5	2,720
3. 10.0～14.9万円	12.2	3,165
4. 15.0～19.9万円	12.0	3,117
5. 20.0～24.9万円	14.6	3,779
6. 25.0～29.9万円	10.6	2,749
7. 30.0～34.9万円	9.7	2,521
8. 35.0～39.9万円	6.5	1,690
9. 40.0～44.9万円	4.9	1,257
10. 45.0～49.9万円	3.2	822
11. 50.0～54.9万円	2.8	722
12. 55.0～59.9万円	1.5	394
13. 60.0～69.9万円	2.3	584
14. 70.0～79.9万円	1.0	256
15. 80.0万円以上	1.6	407
16. 不明	3.6	937
(計)	100.0	25,900
(1世帯あたり平均年収)	267.3万円	*
(世帯員1人あたり平均年収)	80.6万円	*

図13 年収分布（部落）

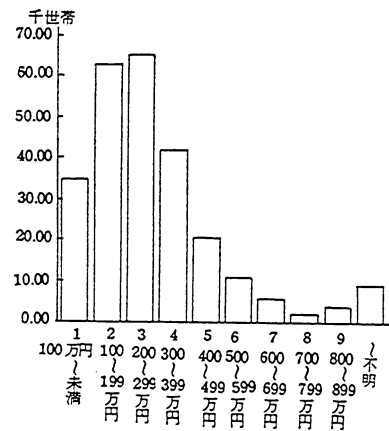


表9 1975年の部落と全国の納税状況

	部 落		全 国 割合 (%)
	世帯数	割合 (%)	
総 数	2 3 2 3 9	1 0 0	1 0 0
生活保護	2 7 9 3	1 2.0	8.2
住民税 非課税	3 0 4 6	1 3.1	1 2.3
住民税 均等割	5 1 9 1	2 2.4	2 5.6
住民税 所得割	1 2 2 0 9	5 2.5	5 3.9

表8 納税状況（1982年部落）

	人 数	割合 (%)
総 数	3 3 1 5 8	1 0 0
生活保護	7 8 9	2.2 (注)
住民税 非課税	4 6 8 0	1 3.3
住民税 均等割	6 0 3 0	1 7.2
住民税 所得割	1 8 1 4 5	5 1.6
その他 不明	5 5 1 4	1 5.7 (注)

表10 就労・不就労の状況（1982・部落）

	大阪（79=昭54）	
	%	人数（千人）
有 業 者	58.0	3,668
無 業 者	42.0	2,658
計	100.0	6,326

就業構造基本調査報告による。

表11 就労・不就労の状況（1979・大阪）

	部 落（82.10）	
	%	人数
働 いて いる (働いている計)	57.6	35,953
1.毎日続けて働いている	50.1	31,257
2.ときどき働いている	7.2	4,466
3.働きながら学校に行っている	0.4	230
4.働いていない	39.7	24,733
5.不 明	2.7	1,685
(計)	100.0	62,371

部落の場合、働いているのは五七・六％、働いていないのは三九・七％である（表10）大阪府平均では調査時点のズレ（部落一九八二年一〇月、大阪一九七九年）を考慮する必要があるが、有業者五八・〇％、無業者四二・〇％で、部落と大阪の一般地区では、就労の中枢を別にすれば、ほ

(1) 就 労 の 有 無
五、就 労

と見ることができているが、同時に住宅家賃や保育料などの教育費が同和対策として低く抑えられているという部落解放運動の成果の反映でもある。

(4) 納税状況

納税状況について、住民税では、非課税が全体（被扶養親族を除く三五、一五八人）の一三・三％、均等割が一七・二％、所得割が一五・六％、不明が一五・七％である。所得税では非課税が全体（被扶養親族を除く三五、四一五人）の一八・〇％、課税が六二・四％、不明が一七・四％である。（表8）

また、不明の割合も大きく、生活保護受給者がこの中にかなり含まれているものと思われる。ちなみに、世帯の収入源調査では三、六八三世帯が生活保護を収入源と回答しているのに、非課税のうちの生保受給者は七八九名しかない。（表9）

表7 月額生活費の分布（部落）

1. 2万円台またはそれ以下	0.4	91
2. 3万円台	0.8	216
3. 4万円台	1.5	395
4. 5万円台	3.3	857
5. 6万円台	3.0	788
6. 7万円台	3.1	803
7. 8万円台	3.9	1,021
8. 9万円台	2.5	660
9. 10～11万円台	10.4	2,682
10. 12～13万円台	8.9	2,317
11. 14～15万円台	12.9	3,344
12. 16～17万円台	7.9	2,035
13. 18～19万円台	6.4	1,652
14. 20～21万円台	14.7	3,795
15. 22～23万円台	4.3	1,121
16. 24～25万円台	5.1	1,317
17. 26～27万円台	1.6	412
18. 28～29万円台	1.5	399
19. 30万円台以上	5.6	1,439
20. 不 明	2.1	556
(計)	100.0	25,900
(1世帯あたり平均生活費)	16.4万円	*
(世帯員1人あたり平均生活費)	5.0万円	*

図14 月額生活費（5万円区分）

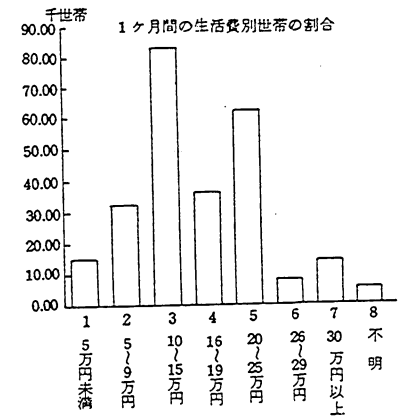


表14 就労形態

	部落(82.10)		大阪(79=昭54)		
	%	人数	%	人数(千人)	
(被備者計)	73.5	26,409	78.0	2,863	
会社・団体・個人・官公庁などに雇われている	1. 常 雇	53.5	19,248	66.3	2,433
	2. 臨時雇	2.6	928	4.6	170
	3. 日 雇	3.5	1,265	2.4	87
	4. 失対就労者	0.3	122		
	5. パートタイム	8.2	2,946		
	6. アルバイト	3.5	1,274		
	7. 会社・団体などの役員	1.7	626	4.7	173
自営業主(個人経営・工場主・農業主)など	(自営業主計)	15.9	5,734	13.6	500
	8. 雇い人あり	7.4	2,677	5.0	185
	9. 雇い人なし	8.5	3,057	8.6	315
10. 自家営業の手伝い	8.4	3,018	6.4	233	
11. 家庭で内職(質仕事)をしている	1.6	569	1.9	71	
12. 不 明	0.6	223	0.1	2	
(計)	100.0	35,953	100.0	3,669	

表12 働いている状況(1982・部落)

	部 落 (82.10)	
	%	人数
1. 毎日続けて働いている	86.9	31,257
2. ときどき働いている	12.4	4,466
3. 働きながら学校に行っている	0.6	230
(計)	100.0	35,953

表13 有業者の状況(1979・大阪)

	大 阪 (79=昭54)	
	%	人数(千人)
仕事が主な者	87.2	3,200
仕事は従業者	12.8	468
家事が主な者	11.6	425
通学が主な者	0.7	26
家事・通学以外が主な者	0.5	18
計	100.0	3,668

就労構造基本調査報告による。

ほとんど差がない(表11)。また、働いている状況(有業者の状況)を(表12、13)で見ると、部落では「1、毎日続けて働いている」のは八六・九%で、大阪府平均で仕事が主な者が八七・二%とほとんど差はない。部落の「2、ときどき働いている」「二・四%と大阪の仕事が従業者二・八%と対比しても差はない。「3、働きながら学校に行っている」〇・四%は、大阪の「通学が主な者」〇・七%(一九七九調査〇・七%、一九七七調査〇・五二%、一九七四調査〇・五一%と

増加傾向)と比べ僅差であるが少ない。

(2) 就労形態(表14)

部落の場合、被備者計の全体は七三・五%と府平均の七八・〇%より低い。また常用雇用は五三・五%で一般の六六・三%より一二・八%も低くなっており、一般水準に達していない。臨時雇、日雇、失対就労者、パートタイム、アルバイトなど不安定就労は一八・一%で、府平均の臨時雇(四・六%)、日雇等(二・四%)の合計七・〇%に対し二・六倍も高く、部落労働者の不安定な就労実態を示していると言える。

また、会社・団体などの役員は一・七%に過ぎず、府平均の四・七%の約三分の一で、職場内の地位が低い。

自営業主は部落一五・九%に対し、府平均は一三・六%と部落が二・三%高くなっている。

(3) 賃金形態

今回の調査では、月給が五四・四%と過半数を占め、次に日給月給(一九・九%)、時間給(一二・三%)、日給(一一・〇%)の順となっている。(表15)

今回と前回(七三年)を対比すれば、賃金形態の調査項目に若干差異があるが、前回は月給週給で四一・六%であ

表15 賃金形態(1982・部落)

	部 落 (73=昭48)	
	%	人数
日 給	9.3	1,493
日給・月給	38.5	6,211
月給週給	41.6	6,707
請負制	7.2	1,163
その他	2.3	371
不 明	1.1	169
(計)	100.0	16,114

表16 賃金形態(1973・部落)

	部 落 (82.10)	
	%	人数
1. 時間 給	12.3	3,247
2. 日 給	11.0	2,910
3. 週 給	0.1	38
4. 日給月給	19.9	5,246
5. 月 給	54.4	14,375
6. その他	1.7	449
7. 不 明	0.5	144
(計)	100.0	26,409

り、今回の月給(五四・四%)、週給(〇・一%)の合計は五四・五%となり、前回より二・九%高くなっており一定の改善がみられるが、他方、今回の時間給(一二・三%)、日給(一一・〇%)の計が二三・三%を占め、パート労働者が著しく増加してきていることを示している。前回の日給(九・三%)と請負制(七・二%)の計一六・五%と対比すると六・五%も高く、不安定な賃金形態は依然として解消されていない。(表16)

(4) 職場の従業員数

部落の場合(表17)の通り、官公庁への就業が一九・八%と多いのは、仕事保障のために地方公務員(現業職が中心)への就職を聞いた結果である。

表19 職場の従業員数
(73年部落労働実態調査との比較)

	部落(73=昭48)		部落(82.10)	
	%	人数	%	人数(千人)
1~4人	14.0	2,253	12.7	3,352
5~29	31.2	5,018	33.3	8,807
30~49	8.9	1,437	8.6	2,262
50~99	9.5	1,535	7.3	1,925
100~299	9.7	1,565	7.1	1,865
300人以上	23.0	3,701	26.0	6,865
不明	3.3	528	5.0	1,333
自宅就業	0.4	61	—	—
(計)	100.0	16,098	100.0	26,409

が明確になっている。
表19の通り、前回の部落労働実態調査(七三年)と今回調査とを対比すれば、一~四人で一・三%減、五~二十九人で二・一%増、三〇~九九人は二・五%減、一〇〇~二九

表17 職場の従業者数

	部落(82.10)	
	%	人数
1. 1~4人	12.7	3,352
2. 5~9	14.1	3,730
3. 10~29	19.2	5,077
4. 30~49	8.6	2,262
5. 50~99	7.3	1,925
6. 100~299	7.1	1,865
7. 300~499	2.2	586
8. 500~999	1.5	384
9. 1000人以上	2.5	670
10. 官公庁(公社・公団等を含む)	19.8	5,225
11. 不明	5.0	1,333
(計)	100.0	26,409

しかしながら企業規模別にみると、一~四人(二二・七%)、五~九人(二四・一%)、一〇~二十九人(一九・二%)と三〇人未満への就業は四六・〇%も占め約過半数で、三〇人~四九人(八・六%)の五〇人未満規模を含めると五四・六%も小零細企業に就業し、企業規模からみると不安定な就業実態といえる。
一方、三〇人以上の民間企業へは六・二%しか就職していない。中堅企業・大企業から排除されている実態を示し

表18 職場の従業者数(全国との比較)

	部落(82.10)		全国(79=昭54)	
	%	人数	%	人数(千人)
1~4人	12.7	3,352	8.4	3,323
5~29	33.3	8,807	26.0	10,276
30~49	8.6	2,262	6.6	2,614
50~99	7.3	1,925	8.6	3,414
100~299	7.1	1,865	10.7	4,231
300人以上	26.0	6,865	39.5	15,633
不明	5.0	1,333	0.1	39
(計)	100.0	26,409	100.0	39,530

ている。
表18では、部落の五〇人未満規模への就業は五四・六%、全国が四一・〇%と二三・六%も多く、とくに一~四人、五~二十九人に多いことを示している。
一〇〇人以上三〇〇人未満の規模では部落は三・六%も低く、三〇〇人以上(官公庁を含む)の職場では一三・五%も低く、明らかに中堅・大企業から疎外されていること

九人で二・六%減、三〇人以上で三・〇%増となっており、やや改善傾向がみられる。
(5) 職場の社会保障制度

今回の調査で判明したことは、いわゆる社会保険の健康保険・厚生年金・雇用保険・労災保険の加入状況は、健康保険の加入が一番高く(六六・九%)、雇用保険の加入が低い(四七・一%)ことである(表20)
意外なのは、労災保険が五四・一%と低いことで、社会保険さえない企業に働かざるを得ない実態が浮きばりにされている。

退職金制度、有給休暇があるのは約五割で、生理休暇のあるのは三七・五%と低く、女子労働者が冷遇されていることが判明した。

なお、表8に示すとおり、官公庁への就業が一九・八%もあるのに社会保障が部落労働者全体では極めて不十分であることが判る。

前回(七三年調査)と対比すると、健康保険、厚生年金を除いて低下しており、部落労働者が厳しい現実と直面していることがわかる。労働組合のあるのは三七・一%で前回とはほぼ同じである。

喫茶店等の勤務が多いことも反映しているとみられる。
 (7) 年 収

部落の有業者（労働者、自営業者、家内労働者等）の年収（手取り）は平均一九二万五千円で一〇〇～一四九万円台（一六・四％）、一五〇～一九九万円台（一五・〇％）二〇〇～二四九万円（一四・九％）、五〇～九九万円台（一一・二％）に集中し、年収は極めて低い（表22）。
 表23で部落と大阪と対比した場合（手取りと税込の差、さらには年度の差を配慮する必要があるが）部落では一〇〇～一四九万円台（一六・四％）が多いのに対し、大阪では二〇〇～二四九万円台（一五・五％）が最も多い。
 すなわち部落と大阪を対比すると、所得の低い層は部落に多く、高い層は大阪に多い。部落差別の結果が所得からも歴然として現われていると言える。

年収が二〇〇万円未満は部落では五二・四％と過半数を占めている。これは生活保護基準所得（年間）二〇〇万円と同一ないしそれ以下である。
 大阪府一級地（大阪市内中心）の一九八二年度生活保護基準所得は、夫・妻（ともに二〇～四〇歳）子供二人（中・小学生）で月間一六六、六九〇円（年間二、〇〇〇、二八〇円：住宅扶助を除く）

表20 部落労働者の社会保険の状況（「有るとの回答」）

	部落(82.10)		部落(73=昭48)	
	%	人数	%	人数
1. 健康保険(日雇健保を含む)	66.9	17,678	64.7	-
2. 厚生年金	62.1	16,398	55.5	-
3. 雇用保険(船員保険を含む)	47.1 (66.9)	12,426 (15,225)	53.5	-
4. 労災保険	54.1	14,288	55.9	-
5. 退職金	50.6	13,365	56.0	-
6. 有給休暇	53.2	14,061	54.6	-
7. 生理休暇	37.5	9,915	-	-
8. 賞 与(夏期・年末手当等)			69.5	-
9. 労働組合	37.1	9,788	37.0	-
10. いずれもない	19.8	5,240	-	-
11. 不 明	6.3	1,665	-	-
(回答計)	460.1	121,518	-	-
(回答合計)	100.0	26,409	-	-

部落(73=昭48)は『被差別部落労働者の現状分析—大阪府下被差別部落のばあい—』（部落解放研究所行政部門労働部会）

表21 部落労働者職業構成と全国雇用者の職業構成

職 業	部落(82.10)		部落(73=昭48)		全国(74=昭49)		全国(79=昭54)	
	%	人数	%	人数	%	人数(千人)	%	人数(千人)
1. 専門的・技術的・管理的職業従事者(技術者・教員・医師・会社役員・管理職など)	11.3	4,077	3.9	638	14.1	5,095	15.6	6,149
2. 事務従事者(一般事務所事務員・軍人・金融・保険事務員など)	10.6	3,820	14.7	2,370	23.1	8,348	22.4	8,818
3. 販売従事者(販売店員・販売外交員・保険外交員など)	10.6	3,808	6.1	977	10.3	3,727	11.8	4,658
4. 農林・漁業従事者(田舎農・造園師・家畜飼育員・養蚕者など)	1.8	645	0.4	69	1.6	586	1.1	424
5. 採鉱・採石従事者(採鉱夫・土砂採取夫など)	0.1	50	0.0	16	0.2	81	0.1	51
6. 運輸・通信従事者(バス・タクシー・トラック運転手・クレーン運転士・電線交換手・郵便外務員など)	5.8	2,073	7.6	1,238	6.3	2,292	5.9	2,308
7. 技能工・生産工程従事者(製鉄工・大工・造船工・印刷工・製菓工・製糖工・製粉工など)	21.0	7,552	31.8	5,111	32.8	11,852	30.7	12,116
8. 単純労働者(商品回収人・用務員・土木作業員・清掃作業員など)	13.6	4,888	19.7	3,151	3.8	1,355	3.9	1,530
9. 保安職業従事者(守衛・ガードマン・監視人など)	1.1	388	0.3	47	1.6	578	1.5	605
10. サービス職業従事者(調理人・理美容師・キャバ、給食ヘルパー・理美容師・キャバ、給食ヘルパー・理美容師・キャバ、給食ヘルパーなど)	12.0	4,325	5.4	866	6.1	2,169	6.9	2,734
11. その他	9.3	3,226	0.2	27	0.0	22	0.0	49
12. 不 明	2.8	1,001	9.9	1,604	-	-	-	-
(計)	100.0	35,953	100.0	16,114	100.0	36,105	100.0	39,442

1. 部落(73=昭48)は調査対象者全員(雇用者)における構成
 2. 全国は就業構造基本調査報告(雇用者)

(6) 就労内容

① 七三年部落労働実態調査との対比
 今回調査と前調査の対比でみると、増加した主な職業は、「専門的・技術的・管理的職業従事者」「販売従事者」「保安職業従事者」であり、特に専門職の増加が著しい。
 減少した主な職業は、事務従事者、技能工・生産工程従事者、単純労働者である。専門的・技術的・管理的職業従事者が増えたのは部落出身の保母や教師さらには看護婦等がふえたこと、更には支部の役員や相談員を専従的にやっている人をこれに含んだことによるものと思われる。

全体からみると、今回の調査では主な職業の従事者が平均化してきている。

② 全国との対比

部落と全国（七九年調査）と比較すると、専門職、事務職は部落の場合低い。とくに事務職では半減している。逆に単純労働者では部落では高く、部落差別による格差が解消されていないことが現れている。なお、サービス業については部落が高いことは委託訓練（理・美容、調理）と地域事情（茨木市のキャディー等）の関係もあるが、

なお、大阪の年収二〇〇万円以下が四三・五％あることは注視すべきであろう。もちろんこれらは若年層が多い

表22 有業者の年収(手取り)

	部 落 (82.10)	
	%	人 数
1. 50万円未満	9.8	3,538
2. 50~99 万円台	11.2	4,035
3. 100~149 "	16.4	5,883
4. 150~199 "	15.0	5,385
5. 200~249 "	14.9	5,302
6. 250~299 "	9.2	3,293
7. 300~349 "	6.8	2,461
8. 350~399 "	3.4	1,216
9. 400~449 "	1.7	606
10. 450~499 "	0.8	282
11. 500~549 "	0.7	241
12. 550~599 "	0.3	111
13. 600~649 "	0.4	131
14. 650~699 "	0.1	29
15. 700~749 "	0.1	46
16. 750~799 "	0.0	16
17. 800万円以上	0.5	184
18. 不 明	8.7	3,124
(計)	100.0	35,953
(平均年収額)		192万5千円

ることに留意すべきであるが。

部落の場合、仮りに有業者を勤労者と見なして大阪なり全国と比べると、大阪の手取り年収を税込み年収三六六万

・七％もあることに留意する必要があるが) しかなく、大阪の勤労者並の年収があるのは一五％もない極めて低い収入実態であることがわかる。(表24)

(8) 転職希望(表25、26)

部落の場合、有業者(労働者、自営業者、家内労働者など現在働いている人)のうち、「このままつづきたい人」が大多数(七八・六％)で、大阪の七九・七％より低くなっている。また「やめて転職(転業)したい人」は一四・四％で、大阪の一・一％と対比すると三・三％高い。これは部落の有業者が不安定な就業に従事している結果からと推定し得る。

「仕事そのものをやめたい」のは一・九％で、大阪の休止希望者二・七％より低くなっている。部落の場合と大阪の場合では、調査項目に若干違いがあり、また部落では「不明」がかなりあるので解釈には注意を要する。

(9) 就職希望

就職希望は表27の通り、働きたい人(二三・六％)、働きたいが働けない事情がある人(四〇・〇％)、とくに働きたいと思わない人(二二・二％)、在学中(一八・三％)となっているが、仕事保障の対象となるのは(職業

表23 有業者の年収対比(部落手取り、大阪税込)

	部 落 (82.10)		大 阪 (79=昭54)	
	%	人 数	%	人 数(千人)
1 50万円未満	9.8	3,538	5.6	193
2 50~99 万円台	11.2	4,035	9.3	319
3 100~149 "	16.4	5,883	13.6	467
4 150~199 "	15.0	5,385	15.0	514
5 200~249 "	14.9	5,302	15.5	532
6 250~299 "	9.2	3,293	12.8	441
7~8 300~399 "	10.2	3,677	13.9	476
9~10 400~499 "	2.5	888	7.2	247
11~14 500~699 "	1.4	512	4.3	149
15~17 700万円以上	0.7	246	2.6	91
18 所得不明	8.7	3,124	0.2	6
計	100.0	35,953	100.0	3,435

- 大阪は就業構造基本調査報告による。就業構造基本調査報告では、本業以外の所得を含めてない。税込み額
- 部落は手取り額、大阪は税込のため部落と対比する場合10％程度差引く必要がある。
- 表13の部落は就業構造基本調査報告の所得ランクに合せた。

円の一〇％税引で三三〇万円と推計すると、それに見合うのは一四・八％(表22の⑦⑧⑨まで)。但し、⑩の不明が八

表24 1981年(昭和56年)平均現金給与総額(全国・大阪)

	規模別	年 間	
		月 間	年 間
大 阪	全 体	305,286円	3,663,432円
全 国	30人以上	279,096	3,349,152
	5~29人	200,967	2,411,604

- 大阪毎月勤労統計調査地方調査年報(1982)(大阪府企画部統
- 大阪毎月勤労統計調査地方調査年報(1982)(大阪府企画部統計課)
- 全国労働統計要覧(労働大臣官房統計情報部)
 - ・部落は有業者で勤労者以外も含むが表14の大阪は勤労者のみ(対象の相違)
 - ・表14全国は5~29人、30人以上であるが、部落は規模に関係なし。
 - ・賞与等は部落も大阪、全国も含む。
 - ・部落は手取り、大阪、全国は税金、社会保険料等を差引かない税込。

訓練、技能習得などを含めて)働きたい人三、三七六名と働きたいが働けない事情がある人のうち、表28の「5、適当な仕事が見つからない人」と、「6、資格技能がない人」である。

但し、表18は複数回答(〇マルはいくつでも)になっているが、適当な仕事が見つからない人は、そのまま計上し、資格技能がない人については、これを回答者計に一応

換算し直してみると、資格や技能がない三五二名は二六七名となる。

(注) 算式「回答計」÷「回答者計」

20,259 ÷ 352 = 15.389 ÷ X 352 × 15.389 = 267名

従って、今すぐに仕事保障(職業訓練・技能習得など)を

含めて)の対象になると考えられるのは、以下に示す五、〇五八名である。

働きたい人(表27) 三、三七六名
適切な仕事が見つからない人(表28) 一、四一五名
資格・技能がない人二六七名(表29) 五、〇五八名

なお表27「働けない理由」他で、複数項目の回答があるため留意を要するが、健康がすぐれない(四八・六%)、高齢である(三六・四%)、家事・育児が忙しい(一九・一%)が最も多く、これらの人は健康の回復、家事・育児問題の解決により就業が可能となる場合があり、更に高齢者の働く場があれば就業の可能性も考えられる。

(10) 資格・免許

今回の調査対象は14歳以上で労働者だけでなく幅広い層にわたっているが、資格・免許の所有状況をみると表29の通り総数(六二、三〇三人)のうち四一・七%の人が資格・免許を所有している。(内訳は次の通り)

- 自動車関係 三五・四%
- 工業関係 二・四%
- 経理法務関係 〇・一%
- 教育関係 一・五%

表25 就業希望意識 (1982・部落)

	部 落 (82.10)	
	%	人 数
1. このままつづけたい	78.6	28,253
2. やめて転職(転業)したい	14.4	5,160
3. 仕事そのものをやめたい	1.9	675
4. 不 明	5.2	1,865
(計)	100.0	35,953

表26 (1979・大阪)

	大 阪 (79=昭54)	
	%	人 数 (千人)
継 続 希 望 者	79.7	2,923
追加就職希望者	6.5	239
転 職 希 望 者	11.1	406
休 止 希 望 者	2.7	100
計	100.0	3,668

就業構造基本調査報告(総理府統計局)による(1979年地域編1)

表27 働く意志・能力の状況

	%	人 数
1. 働きたい	13.6	3,376
2. 働きたいが、働けない事情がある	40.0	9,897
3. とくに働きたいとは思わない	22.2	5,492
4. 在学中である	18.3	4,526
5. 不 明	5.8	1,442
(計)	100.0	24,733

表28 働けない理由

	%	人 数
1. 健康がすぐれない	48.6	7,483
2. 高齢である	36.4	5,599
3. 老人や病人の世話のため	4.0	621
4. 家事・育児が忙しい	19.1	2,941
5. 適当な仕事が見つからない	9.2	1,415
6. 資格や技能がない	2.3	352
7. 家族が反対する	1.8	278
8. 働きたくないから	1.3	203
9. 働く必要がないから	4.7	716
10. その他	3.2	490
11. 不 明	1.0	161
(回 答 計)	131.6	20,259
(回 答 者 計)	100.0	15,389

調理・理美容関係 三・二%
保健医療関係 五・五%
商業・和洋裁関係 一・五%
その他 三・四%

圧倒的に多いのが自動車関係(三五・四%)で就業と密接な関係を持ち、技能習得事業の行政施策が反映した結果とみられる。

保健医療(五・五%)、調理・理美容(三・二%)、工業(二・四%)についても同様であろう。

前回調査(労働者のみを対象)でも自動車関係が一番多く、調査対象者の五六・五%を占めており、労働者の場合は今回(八二・一〇)の三五・四%よりも高い率を占めており、仕事と免許・資格の関連性を示していると言える。(表30)

しかしながら、資格・免許取得で高学歴を必要とするものが極めて少ないのは、部落の教育の機会均等保障と重要なかかわりがあることを示している。

(11) 資格・免許の活用状況

被備者数は、就労形態、賃金形態、職場の従業者数からみると二六、四〇九人となっているが、表21では二五、九四八人が回答しており、そのうち免許・資格を活用した仕事についているのが四六・五%で、ついていないのが四八・九%とおよそ半分になっている。

これは、免許・資格を取得しても仕事に十分活かし切れてないことを示しており、何故そうなのか検討を要する課題であろう。

とくに、免許の七三・七%が自動車関係であることから、その点についても検討すべきではなからうか。

表30 労働者の所有する免許・資格の内容（部落）

	人数	%	所有率(人数) 16,114人
自動車関係のもの	9,100	80.3	56.5
工事関係のもの	706	6.2	4.4
国家試験を必要とするもの	57	0.5	0.4
職人的免許	355	3.0	2.2
教員免許	156	1.4	0.9
医療保健関係のもの	88	0.8	0.5
私的免許	330	2.9	2.1
経理・商取引に関するもの	166	1.5	1.0
その他の免許	391	3.5	2.4
合計	11,329	100.0	-

- (1) 自動車関係 普通、大型大特、自二、小特、原付、大型二、普通二、大型二、けん引二、自動車整備工
- (2) 工事関係 ガス工事、電気工事、水道工事、ボイラー溶接
- (3) 国家試験 労務経理士、司法博士、会計士、税理士
- (4) 職人免許 調理士、理容士、美容士
- (5) 教員免許 学校教員、保母
- (6) 医療保健関係 薬剤師、医師、助産婦、栄養士、看護婦、保健婦、整骨士
- (7) 私的免許 洋裁師範、和裁師範、お茶師範、お花師範、琴・三味線師範、唄舞踊師範
- (8) 経理・商取引 珠算、不動産取引

表31 資格・免許の活用状況（部落）

	部落（82,10）	
	%	人数
1. ついでいる	46.5	12,053
2. ついでない	48.9	12,676
3. 不明	4.7	1,219
(計)	100.0	25,948

表29 資格・免許の所有状況

		部落（82,10）	
		%	人数
(免許・合格所有者計)		41.6	25,948
自動車関係	1. 普通	33.7	21,004
	2. 大型	4.4	2,772
	3. 普通二種	1.2	762
	4. 大型二種	0.5	326
	5. 特殊(小特、大特、けん引など)	1.4	901
	6. 自動車整備工	0.4	270
	(計)	35.4	22,062
工業関係	7. ガス・電気・水道工事	1.3	785
	8. ボイラー	0.4	225
	9. 地質	1.2	722
	(計)	2.4	1,482
経理法務関係	10. 会計士・経理士	0.1	32
	11. 税理士	0.0	27
	12. 弁護士	0.0	29
	13. 司法書士	0.0	11
	(計)	0.1	93
教育関係	14. 保母	0.6	372
	15. 学校教員	0.9	590
	(計)	1.5	915
調理・理美容関係	16. 調理師	2.5	1,557
	17. 栄養士	0.1	90
	18. 理容・美容師	0.6	399
	(計)	3.2	2,010
保健医療関係	19. 薬剤師	0.1	39
	20. 医師	0.1	34
	21. 助産婦	0.0	24
	22. 看護婦	0.3	185
	23. 保健婦	0.1	89
	24. ハリ・キニュー・マッサージ・整骨師	0.1	76
	(計)	0.7	424
商業・和洋裁関係	25. 珠算・簿記1級以上	0.8	525
	26. 洋裁・和裁師範	0.4	266
	27. 電話交換手	0.3	177
	(計)	1.5	941
その他	28. 不動産取引	0.0	9
	29. その他	3.2	2,015
30. もっていない		53.0	33,056
31. 不明		5.4	3,367
(計)		100.0	62,371

(注) 表29経理法務関係のうち、12.弁護士の人数29はチェック中。

六、社会保障

(1)年金の加入状況

最も特徴的なものとして、無年金者の状況がある。不明を除く人口比では、一三・三％であるが、要年金加入者（加入者と要加入者の合計）の二二・五％が未加入で、さらに、制度的には公的年金非加入者は、ほとんど国民年金加入対象で、実に四割弱が未加入者となっている。国民皆年金といわれて二〇年以上がたった今日なお、このような深刻な状況にある。今後、細部の検討が必要であるが、この四割のうち三五歳以上の者は、現行制度では無年金者となり、老後に大きな問題を残すことになる（表32）。

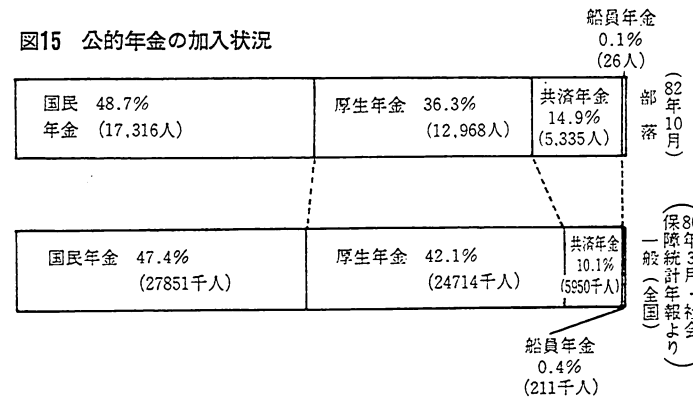
表32 年金の加入状況（1982・部落）

種別	人員	率	種別	人員	率
総数	82,765人		公企体	213人	0.3%
加入(計)	35,705	45.6%	地公	4,772	6.1
国民年金	17,376	22.2	私学	64	0.1
被雇用(計)	18,329	23.4	農林業	31	0
厚生	12,968	16.6	未加入(計)	42,573	54.4
船員	26	0	制度知らない	10,373	13.3
共済(計)	5,335	6.8	未成年等	32,158	41.1
国公	255	0.3	不明	4,487	—

※率は不明を除く

また種類別の加入状況をみる時、共済年金加入者が全国一〇・一％に比して、一四・九％と上まわっており、仕事保障の闘いの成果としてあらわれている。しかし、全体としては、国民年金への依存率（加入者＋要加入者）が六〇％に達しており、全国の四七・四％を大きく上まわっており、部落全体の仕事保障が課題となっている。（図15）

図15 公的年金の加入状況



(2)年金の給付状況

年金受給者の種類別の割合では、福祉年金四三％、拠出年金三三％、厚生年金二二％、共済年金一％と、給付額の低い制度ほど多数を占めており、年金の保障が低い部落の実態をあらわしている。

大阪府との比較では、老齢年金を例にとれば、大阪府の場合、①拠出制年金（三〇・六％）、②厚生年金（三〇・四％）、③福祉年金（二七・四％）、④共済年金（一一・六％）となっており、部落の、①福祉年金（四三％）、②拠出制年金（三三％）、③厚生年金（二二％）、④共済年金（二％）と大きな格差があり、同時に、共済年金の比較でも、大阪の五分の一弱と低くなっており、前述の加入者の状況以上に大きな格差を示しており、老人をはじめ母子・障害者の劣悪さを示している。（表33）

表33 年金の給付状況

	大阪府	部落
拠出	30.6%	33.0%
厚生	30.4%	22.0%
福祉	27.4%	43.0%
共済	11.6%	2.0%

注：「大阪府」は1979年の府民生労務調査報告による。

(3)年金額の状況

前述の給付の状況で明らかのように、給付率の低い国民年金（その中でも低い福祉年金の率が高い）の占める率が高いことの反映として受給額も低くなっている。年金の間平均額は四二・八万円にすぎない。特に三〇万円以下（四二・八％、三〇～三九万円（一九・九％）に六割以上が集中しており、全体として、金額が高くなるにしたがい受給者が少なくなっている（表34）。

現行年金制の最低額である老齢福祉年金が年二八・八万円（障害四三・二万円、母子三七・四万円）であることを見た時、金額面でも低劣な状況にある。

また、平均給付が四二・八万円であり、生活保護基準での老人の一人暮らし（七〇歳・女）の平均が月約七万円、一年間八四万円以上であることと比べると、部落の場合、その半分という額になっており、年金のみでの生活が可能

表34 年金額の状況（1982・部落）

金額	人員/率	金額	人員/率	金額	人員/率
30万円未満	3,243 42.8	60 ~ 69	337 4.4	110 ~ 129	265 3.4
30 ~ 39	1,503 19.9	70 ~ 79	304 4.0	130 ~ 149	166 2.2
40 ~ 49	587 7.8	80 ~ 89	232 3.1	150万円以上	203 2.7
50 ~ 59	403 5.3	90 ~ 109	329 4.3	総計	7,571 100%

な者はほとんどいない状況にある。

(4) 生活保護の状況

調査対象人口（八二、七六五名から不明の一四、六三七名をさしひいた六八、一二九名）に対し、被保護人口は七、一五九名で、受給率一〇・五％であるが、大阪府総人口に対する被保護人口の割合は一・五五％（大阪一九八〇）であり、部落の受給率は六・八倍にのぼっている。

次に保護受給期間について、長期化の傾向が顕著である。生活保護が本来、自立助長を目的とし、生活の困窮、急迫に際し必要な保護を行う性格のものであるから、被保護世帯においては、保護開始に至った要因としての失業、疾病等の問題を克服し、すみやかに自立に至ることを前提としているのであるが、表35に示されるごとく、保護受給期間が一〇年以上にわたるものが、一二・九％を占めており、約二〇年以上の者も一八九名（二・六％）にのぼっている。さらに、ほぼ五年以上も加えると三四・一％と三分の一を超える状態である。

これらの実態からみると、本来年金等社会保障制度によって保障されるべきものが、これらの制度から除外されてきたため、生活保護が部落大衆の最後のよりどころとなっていること、さらに、自立のための就労の機会が保障されていないことなどが推測できる。

部落の生活保護の受給期間の長期化の傾向があることは従来から指摘されてきたところであるが今回の調査においてもその傾向がみられる。

表36の通り三年未満とそれ以上でみた時、全国に比して、三年以上の受給が一二・四％多く、逆に三年未満は一二・四％少なくなっている。

表36 生活保護受給期間別世帯構成比

期 間	総 計	1年未満	1～3未	3～5未	5～10未	10以上
全 国	100%	16.8	21.9	15.5	23.6	22.2
期 間	総 計	3年未満		3～8未	8～13未	13以上
部 落	100%	26.3		33.3	23.1	17.3
期 間	総 計	3年未満			3年以上	
全 国	100%	38.7			61.3	
部 落	100%	26.3			73.7	

注：全国は1981年7月の被保護者全国一斉調査による。

表35 生活保護の状況

		1000	8.6	7159
(受けている 計)		1000	8.6	7159
生活保護を受けている	1 1954年(昭和29年)以前から	1.4	0.1	100
	2 1955年～59年(昭和30～34年)から	1.2	0.1	89
	3 1960年～64年(昭和35～39年)から	2.5	0.2	177
	4 1965年～69年(昭和40～44年)から	7.8	0.7	562
	5 1970年～74年(昭和45～49年)から	21.2	1.8	1518
	6 1975年～79年(昭和50～54年)から	33.9	2.9	2425
	7 1980年～82年(昭和55～57年)から	28.4	2.5	2030
	8 受けはじめた時期は不明	3.6	0.3	258
9 生活保護を受けていない		73.7	60970	
10 不明		17.7	14636	
(計)		1000		82765

(1) 七、教育実態

「学歴」について、今回の調査では、中学在学者をふくむ一二歳以上を対象にしたが表37の通り、「学校へ行かない

表37 部落の学歴構成（12才以上）

項 目		人数(人)	%	小計(%)
未就学	未就学(学校に行かなかった)	1,693	2.5	6.8
	小学校(旧尋常小学校、含む) 中退	2,877	4.3	
初等教育卒	〃 〃 卒業	8,758	13.0	51.2
	中学校(旧高等小学校、含む) 中退	1,783	2.7	
	〃 〃 卒業	20,678	30.8	
	高 校(旧中学・旧高女、含む) 中退	3,229	4.8	
中等教育卒	〃 〃 卒業	13,637	20.3	21.1
	大学・短大(旧高専・大、含む) 中退	551	0.8	
卒教高育等	〃 〃 卒業	3,098	4.6	4.6
在学者	中 学 校	5,415	8.1	15.4
	高 校	3,637	5.4	
	大 学	1,244	1.9	
不 明		610	0.9	0.9
(計)		67,210	100.0	100.0

表39は国民の学歴構成の年代別比較であるが、これと今回の部落の学歴を比較したのが図17である。総じて部落は低学歴水準にあり、高校卒や大学・短大卒業者の比率は二〇年前のレベルにあり、未就学者の比率では三〇年以上も前の全国平均水準にとどまっている。

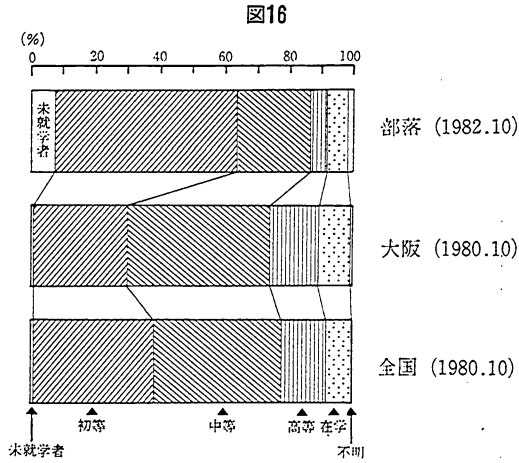
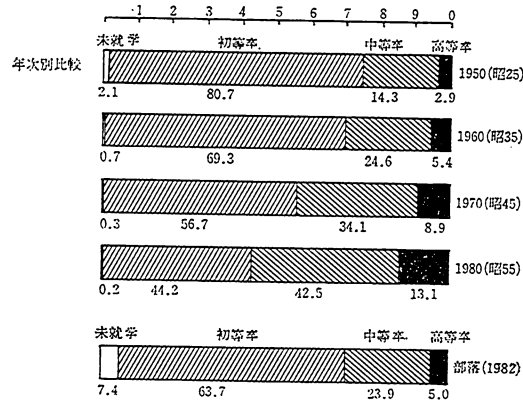


図17 国民の学歴構成との比較 (15才以上)



- (注) 1. 1950年は「今後における学校教育の総合的な拡充整備のための基本的施策について」(中教審答申1971年)による。1960・70・80年は「国勢調査報告」(総理府統計局)による。
 2. 高校在学者は「初等教育卒」に、高等教育在学者(大学・短大等)は「中等教育卒」として扱った。
 3. 「初等教育卒」には旧制の高等小学校、青年学校修了者もふくむ。

かった者」が一、六九二人、「小学校中退」者が二、八七七人もあり、あわせて四、五七〇人も人が義務教育すら受けていない状況にあることが判明した。

一方、高校(旧制中学・旧制女学校・青年学校をふくむ)以上の学歴の人は一八、五三〇人で、その内訳は「高校卒業」が一三、六三七人、「大学・短大中退」五五一人、「大学・短大卒業」が三、〇九八人となっている。又、在学者の内訳をみると、中学生五、四一五人、高校生三、六三七人、大学生一、二四四人となっている。

これらの数字を一五歳以上人口の比率に換算してみると表38の通りであり、大阪府や全国平均と比べ未就学者の多さとともに高等教育(大学・短大)卒業者の少なさが目につく。

すなわち、大阪府や全国では、未就学は〇・三%であるのに対し、部落の場合は七・四%(小学校中退を含む)にもなっている。逆に高等教育(大学・短大)卒は、大阪府一五・五%に対し、部落は三分の一以下の五・〇%にすぎない。

又、大阪府では、高校(中等教育)卒が学歴構成比のトップ(四三・六%)を占めているが、部落の場合は、義務教育(初等教育)卒が五五・八%でトップで、高校卒は大阪府の半分以下の二二・九%にしすぎない。(図16)

表38 15才以上人口の学歴構成比較

項目	人数	割合(%)	小計	大阪府	全国
未就学	未就学 (人)	(%)	(%)	(%)	(%)
	1,693	2.7	7.4	0.3	0.3
初等教育卒	小学校 中退	2,877	4.7		
	同 卒業	8,758	14.2		
	中学校 中退	1,783	2.9		
	同 卒業	20,678	33.5	55.8	30.3
中等教育卒	高校 中退	3,229	5.2		
	同 卒業	13,637	22.0	22.9	43.6
高等教育卒	大学 中退	551	0.9		
	同 卒業	3,098	5.0	5.0	15.5
在学者	高校	3,637	5.9		
	大学	1,244	2.0	7.9	10.0
不明	610	1.0	1.0	0.3	—
計	61,795	100.0	100.0	100.0	100.0

注①「大阪府」「全国」のデータは、1980年の国勢調査結果に基づくもの。
 ② 廃止上、未就学、小学校(旧尋常小)中退者を「未就学」に、小学校、中学校(旧高等小)中退、中学校卒、高校(旧中・旧高女・旧青年学)中退者を「初等教育卒」に、高校卒、大学、短大(旧高・男・女)中退者を「中等教育卒」に、大学・短大卒業を「高等教育卒」とした。

には「少し読めるが、全く書けない」人が〇・三％(一八〇人)存在し、あわせて八・二％(五、三一九人)にもなっている。

現在、府下各地で識字学級が行なわれているが、それへの参加者は約一、五〇〇人(一九八〇年度府教委調べ)といわれているが、さらに識字学級のとりくみ強化が求められている。

全体の一割以上の人々が文字をうばわれたままの状態であっている実態こそ、今日の教育の差別実態の深刻さを物語っている。各種の教育調査が明らかにしたように、子どもをとりまく教育環境の中でも、特に親の学歴や読み書き能力を含めた教育力が、その子どもの学力に大きな影響力を及ぼしている。

八、教育要求

(1) 保育・教育の世帯数概要

今回の調査では、乳幼児がいる世帯は四、四九五、小学生がいる世帯は六、三七一、中学生がいる世帯は四、四五〇、高校生がいる世帯は三、四七五、大学生がいる世帯が九八三、各種専門学校がいる世帯が四三二となっている。この結果を見ても年齢がさがるに従って子どもの数が減っ

表39 国民の学歴構成(全国)

区分	15~64歳人口	卒業者の比率			未就学者の比率	
		義務教育等	後期中等教育	高等教育		
昭和54年	20~24	801	12.5%	64.7%	22.6%	0.2%
	25~34	1,974	28.2%	51.6%	20.0%	0.2%
	35~44	1,756	43.5%	42.5%	13.8%	0.2%
	45~54	1,485	55.0%	34.3%	10.5%	0.2%
	55~64	961	69.8%	22.2%	7.7%	0.4%

(文部省編「我が国の教育水準(昭和55年版)による」)

表40 読み書きの力について

質問	回答	(%)	(人)
① どの程度読むことができますか	1 全く読めない	3.3	2,247
	2 かななら読める	5.0	3,331
	3 漢字も少しは読める	14.1	9,494
	4 読むことには不自由しない	74.9	50,370
	5 不明	2.6	1,768
	(小計)	100.0	67,210
② どの程度書くことができますか	1 全く書けない	4.4	2,970
	2 かななら書ける	6.3	4,254
	3 漢字も少しは書ける	18.8	12,618
	4 書くことには不自由しない	67.8	45,578
	5 不明	2.7	1,790
	(小計)	100.0	67,210
③ 読み書きの相関関係(①と②のクロス)	1 全く読めない、かつ、全く書けない ①	3.1	2,105
	2 ほとんど読めない、かつ、ほとんど書けない ②	4.8	3,034
	3 少し読める、かつ、全く書けない ③	0.3	180
	4 不自由なく読める、かつ、不自由なく書ける ④	67.3	45,204
	5 その他、不明 ⑤	24.5	16,687
	(小計)	100.0	67,210

注① 質問①の回答項目の「1.全く読めない」と「1.全く書けない」のクロス集計。
 ② 質問①の回答項目の「2.かななら読める」と「2.かななら書ける」のクロス集計。
 ③ 質問①の回答項目の「3.漢字も少しは読める」と「1.全く書けない」のクロス集計。
 ④ 質問①の回答項目の「4.読むことには不自由しない」と「4.書くことには不自由しない」のクロス集計。
 ⑤ 上記の①、②、③、④以外のものの総数。

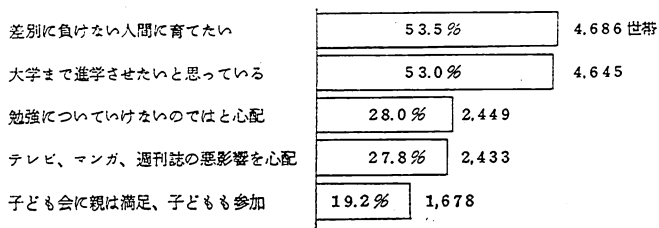
(2) 読み書きの力

今回の調査では、「読むこと」と「書くこと」を別々に聞いたが「全く読めない」が二、二四七人(三・三％)、「全く書けない」が二、九七〇人(四・四％)もあった。その結果をクロスしてみると、「不自由なく読め、かつ不自由なく書ける」と答えた人は全体の六七・三％にすぎなかった。この中には、中学生もふくまれているが、ウラを返せば、全体の三分の一の人が、何らかの形で「読み書き」に不自由しているというきびしい差別実態があらかになった。内訳をみると表40通り「読めない」人よりも、「書けない」人の方がかなり上回っている。すなわち「読むことに不自由しない」は七四・九％だが、「書くことに不自由しない」と答えた人は六七・八％にすぎない。

全国平均や大阪府平均の比較できる資料はないが、人口の過半数が戦後生まれであり、かつ戦前から日本は義務教育普及率(卒業率)が九〇％以上もあったことを考えると、きわめてきびしい数字である。

特に「全く読めず、全く書けない」と答えた人が三・一％(二、一〇五人)もあり、又、「ほとんど読めないし、ほとんど書けない」人が四・八％(三、〇三四人)、さら

図20 小・中学生の保護者の要望・悩み



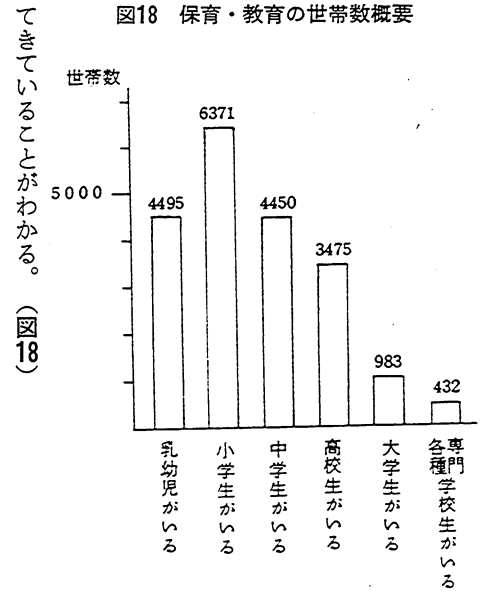
(3) 小・中学校に関する要求
小学生がいる世帯は、六、三七二世帯で、全体の二四・六％である。また、中学生がいる世帯は四、四五〇世帯で、一七・二％である。

(4) 高校・大学・専修学校・各種学校に関する要求

高校生(予備校生含む)がいる世帯は、三、四七五世帯で、全体の二三・四％である。大学生の子どもがいると答えた人が三・八％、九八三世帯しかなく、図20で見たように二人が一人が大学進学を希望しているにもかかわらず、大学進

「差別に負けない子に育てたい」五三・五％と半数以上の保護者が願っている。このことは、解放教育の成果であるとともに、差別にまけて非行に走ったり、自殺したりすることのないようにという素朴な親の願いが表われているといえよう。同時に半数以上(五三・〇％)が「大学まで進学させたい」と願っている。(図20)
一方、日々の子育ての不安も大きい。「勉強についていけないのでは……」「学力に不安で塾に行かしている」「親の言うことを聞かない」「テレビが悪影響なので……」など二割から三割の人が、家庭教育のあり方に迷いや不安をもっている。
学校や教師に不満をもっている人が、一七・六％もあることも注目を要する。
子ども会への参加は、不満を持ちつつ参加させている人を含めて、全体で二八・九％、約三割の人が参加させていることが明らかになった。

図18 保育・教育の世帯数概要

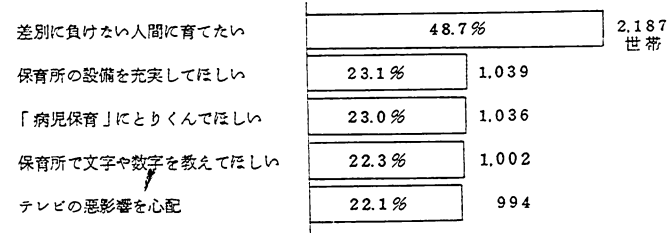


(2) 保育要求

(図18)

五歳以下の子どもがいる世帯は、四、四九五世帯で、全体の二七・四％である。図19の通り、その中で「部落解放の担い手」を育てようという親が、四八・七％になってきたのは大きな成果として評価できる。
予想以上に、保育設備の充実を求める声が高い(二三・一％)。老朽化していることによるのではないかと思われる。また、「病児保育」や「長時間保育」に二割強の人が不満をもっており、今後この点での充実が望まれる。

図19 保育の要望・悩み



「もっと保育所で文字や数字を教えてほしい」というのが二二・三％も存在し、「小学校低学年ですすでに学力に差が……」という実態を聞くにつけ、今日の受験競争を背景にした、本音とたまたまのズレもつかがわれる。今後の対応がもとめられる。(図19)

図22 部落差別の体験と直接的見聞経験 (12歳以上人口)

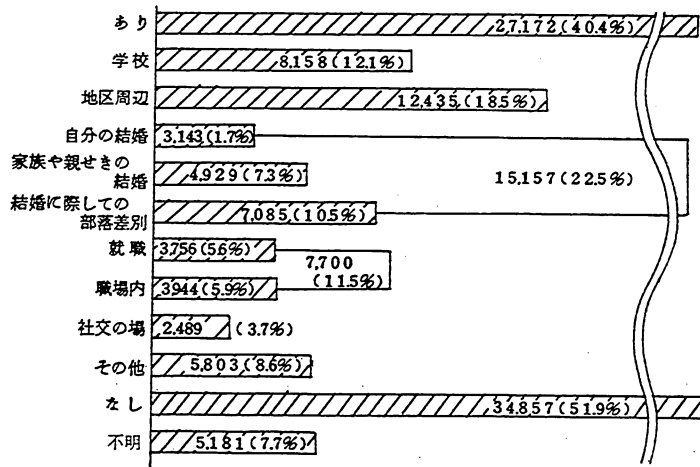
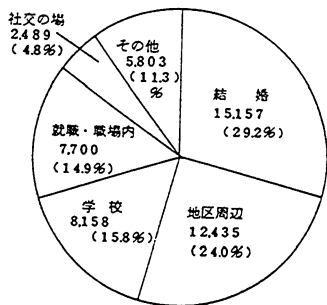


図23 部落差別の体験・直接的見聞経験の内訳



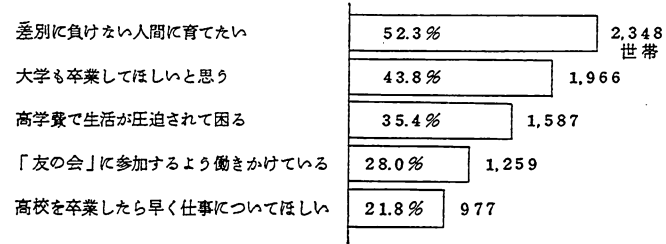
中での比率をみると、図23にあるとおり、「結婚」が二九・二％、「周辺」が二四・〇％、「学校」が一五・八％、「就職」と「職場」が一四・九％、「社交」が四・八％、その他が一・三％となっている。

行政関係の意識調査でも、部落外の人が部落の人をどういう場合に気にしたり、意識したりするかの問いに対しては「結婚するとき」、「人を雇うとき」、「近所付き合いをするとき」、「子どもの学校の校区」などが高い数値を示しており、体験と意識との関係においてはほぼ同様の傾向にあることがこの調査で明らかになった。従って、現在進められている身元調べお断り運動、人権草の根運動、さらには企業での部落問題のとりくみが極めて重要課題であることがあらためて示されている。

就職・職場での差別が一・五％、社交の場での差別が三・七％、その他の差別が八・六％となっている。

また、「なし」と「不明」を除いた差別体験や見聞した

図21 高・大専門学校生の保護者の要望・悩み



学は今もなお非常に厳しいことがうかがわれる。(図21)

一方、各種学校、専修学校に一・七％、四三二世帯の人が行かせている実態が明らかになった。高校・大学への進学が阻まれた生徒の、安易な進路先が、専修学校等になっているのではないかと心配される。

ここでも「差別に負けない子に育てたい」が半数存在し、また、約三割(二八％)の親が、高友・大友への参加を進めていることが明らかになった。今後、一層「友の会」活動の充実が望まれる。

進路の不安も高い。「大学まで卒業してほしい」四三・八％、「高校をでて早く仕事についてほしい」二一・八％となっている。

また、奨学金制度があるなかでも、高学費による生活圧迫を訴える人が、三五・四％も存在していることは、奨学金の充実の必要性を示している。

九、被差別体験

部落差別を体験したり、部落に対する差別行為や差別発言を直接見たり、聞いたりした経験があるかについて調査した結果を見ると図22のとおりである。

中学生以上の回答者六七、二二〇人の中で二七、一七二人(四〇・四％)、実に二人は一人近くが直接差別を受けているか、見聞している実態が、ここにはっきりと示されている。

その内訳をみると、結婚に関する差別が二二・五％、地域周辺の差別が一八・五％、学校での差別が一・一％、

第42表 結婚相手

結 婚 時 期	一方が一般地区の生まれ	夫婦とも部落の生まれ	夫婦とも一般地区の生まれ
1925年(大正14年)以前	7.5%	66.9%	18.1%
1926年~1934年(昭和元年~9年)	10.3	60.7	22.9
1935年~1944年(昭和10年~19年)	12.6	60.3	21.4
1945年~1954年(昭和20年~29年)	19.7	58.0	18.7
1955年~1959年(昭和30年~34年)	28.2	45.7	22.6
1960年~1964年(昭和35年~39年)	34.1	36.2	25.4
1965年~1969年(昭和40年~44年)	39.2	29.8	25.8
1970年~1974年(昭和45年~49年)	44.7	25.0	24.5
1975年~1979年(昭和50年~54年)	48.0	27.5	18.4
1980年(昭和55年)以降	49.5	28.3	16.8
総 計	30.3	42.4	21.6

※在日外人との結婚の場合や不明などの数は含まれていない。

結婚時期別に見ると、年を追うごとに「一方が一般地区の生まれ」の率は高くなってきており、一九六五〜六九年

(1) 結婚の時期

また、今までに部落差別を体験したり、見聞きしたことはないというものが、三四、八五七名(五一九%)となっているが、結婚に関する調査で明らかになったように、夫婦とも一般地区と回答した人が、五、八四二組(二一・六%)存在していること、さらには、この質問は中学生以上を対象としており、中学生が五、四一五名、高校生が三、六三七名含まれている点を考慮していく必要がある。この点の詳細な分析はクロス集計にまづ必要がある。その他、長い差別の歴史の中で、習慣的無意識に差別行為等を受け入れたり、それに気付かず見逃している事例もあるものと思われ、実際はかなり多くの人が差別を受けたり、見聞きしているものと推測される。

十、結 婚

結婚時期をみると、表41の通り、戦後結婚した人が七八・九%をしめている。結婚数は一九六〇年以降年々減少しつつあるがその理由としては、出産子供数の減少、部落外への流出などが考えられる。(表41)

第41表 時期別結婚数

結 婚 時 期	結婚数()内%
1925年(大正14年)以前	1,219 (4.5)
1926年~1934年(昭和元年~9年)	1,640 (6.1)
1935年~1944年(昭和10年~19年)	2,560 (9.5)
1945年~1954年(昭和20年~29年)	4,426 (16.4)
1955年~1959年(昭和30年~34年)	2,927 (10.8)
1960年~1964年(昭和35年~39年)	3,758 (13.9)
1965年~1969年(昭和40年~44年)	3,470 (12.8)
1970年~1974年(昭和45年~49年)	3,225 (11.9)
1975年~1979年(昭和50年~54年)	2,482 (9.2)
1980年(昭和55年)以降	1,055 (3.9)
不 明	277 (1.0)
合 計	27,039(100.0)

(2) 結婚の相手

結婚の相手を調べると表42のように「夫婦とも部落の生まれ」四二・四%、「一方が一般地区の生まれ」三〇・三%、「夫婦とも一般地区の生まれ」二一・六%となっている

三九・二%、七〇〜七四年四四・七%、七五〜七九年で四八・〇%、一九八〇年以降では四九・五%になっている。また年齢別にみると、若い人ほど「一方が一般地区」の率が高くなっており、夫の年齢が二十九歳以下では五三・七%、妻の年齢が二十九歳以下では五〇・三%になっている。一般地区出身者との結婚の率が高くなってきているのは、解放運動の発展の中で社会的活動の広がりや意識の変化の結果だと言える。

(3) 結婚にまつわる部落差別体験

表43の通り、一般地区出身者と結婚した人のうち、「結婚差別を受けたことがある」と答えているのは、二二・六%、人数にして一、八五三人もいる。

結婚時期別では一九六〇〜六四年二一・六%、六五〜六九年二二・五%、七〇〜七四年二五・〇%、七五〜七九年二五・二%、八〇年以降二五・四%と増加している。また、年齢別にみても、夫の年齢が二十九歳以下で二九・一%、妻の年齢が二十九歳以下で二八・五%が「結婚差別を受けた」と答えている。

しかし、実際に結婚差別を受けた数はもっと高いと思われる。その理由として、反対が強いために地区外へ流出したケース、結婚相手が部落出身者であることを親元にかく

表44 結婚差別の内容（親の反対の場合）

結 婚 時 期	行き来してゐる	行くが来ない	子どもができて よから行き来する たす	あまり行き来し ていない	行き来してない	親元が死亡して ゐる	不 明
1925年(大正14年)以前	143%	143%	—%	—%	28.6%	28.6%	14.3%
1926年～1934年(昭和元年～9年)	27.3	9.1	—	—	18.2	36.4	9.1
1935年～1944年(昭和10年～19年)	40.9	3.7	3.7	11.1	14.8	22.2	3.7
1945年～1954年(昭和20年～29年)	44.2	1.3	16.9	5.2	11.7	19.5	1.3
1955年～1959年(昭和30年～34年)	48.1	4.6	13.0	9.3	11.1	12.0	1.9
1960年～1964年(昭和35年～39年)	56.3	2.6	7.9	10.5	10.0	8.4	4.2
1965年～1969年(昭和40年～44年)	53.4	5.8	9.9	11.0	11.5	6.3	2.1
1970年～1974年(昭和45年～49年)	57.6	6.4	11.2	10.0	7.6	4.4	2.8
1975年～1979年(昭和50年～54年)	62.5	5.0	9.5	8.0	11.0	2.0	2.0
1980年(昭和55年)以降	47.1	1.9	9.6	16.3	19.2	1.9	3.8

結婚後、「妻の親元とのいきま」がどうなっているかを調べてみると、表45の通り「妻の親が反対」していた場合、全体平均で「行き来している」五二・〇％、「行くが来ない」四・八％、「子供ができてから行き来するようになった」一一・九％、「あまり行き来していない」一〇・一％、「行き来していない」一一・一％となつてゐる。

さらに、妻の親元と「あまり行き来していない」・「行き来していない」と答えている人は、結婚時期別にみると、一九二五年以前四〇・〇％、二六～三四年三三・三％、三

(5) 親元とのいきま（つきあい）の状況

かに行き来していること等の結果であると考えられる。

さらに結婚時期別に「親族の反対」を調べてみると、表44の通り、「夫が部落、妻が一般地区の生まれ」の場合、一九六五～一九六九年八九・〇％、七〇～七四年八八・八％、七五～七九年八六・六％、八〇年以降九三・三％と、横ばいしないし、増加する傾向にある。結婚は両性の合意にもとづく憲法第二四条でうたわれているが、家族や親戚の根強い反対があることがうかがわれる。

第43表 結婚差別の体験

結 婚 時 期	結婚差別を受ける たことがある	結婚差別を受け たことがない	不 明
1925年(大正14年)以前	20.0%	63.8%	16.3%
1926年～1934年(昭和元年～9年)	15.3	75.4	9.3
1935年～1944年(昭和10年～19年)	16.2	76.1	7.7
1945年～1954年(昭和20年～29年)	18.2	76.1	5.7
1955年～1959年(昭和30年～34年)	23.4	70.8	5.8
1960年～1964年(昭和35年～39年)	21.6	73.5	4.9
1965年～1969年(昭和40年～44年)	22.5	72.6	4.9
1970年～1974年(昭和45年～49年)	25.0	69.7	5.3
1975年～1979年(昭和50年～54年)	25.2	70.2	4.6
1980年(昭和55年)以降	25.4	70.7	3.9
総 数	22.6	71.7	5.6

しているケース、反対を受けていてもそれを差別として自覚していないケース、この他差別が陰湿な形でおこなわれ

ている場合なども考えられる。

表43は、「結婚した人」のうちで差別を受けた人の数であるが差別のために結婚できなかった人の数も入れると多々多い。ちなみに先にふれた部落差別体験の調査で自分の結婚に際して差別を受けたと答えている人が三、一四三人も存在しており、差別のために一、二九〇人の人が結婚できなかったのではないかと推測される。

(4) 結婚差別の内容

結婚差別は、親族の反対が一番多く、親、親戚・知人、兄弟（姉妹）の順になつてゐる。

「夫が部落、妻が一般地区の生まれ」の場合、「妻の親が反対」六七・八％、「親戚、知人が反対」三六・二％、「兄弟（姉妹）が反対」三一・五％、「身元調査された」六・二％、「相手から冷くされた」五・〇％になつてゐる。また、「妻が部落、夫が一般地区の生まれ」の場合、「夫の親が反対」六一・一％、「親戚、知人が反対」三一・五％、「兄弟（姉妹）が反対」二九・六％、「身元調査された」七・八％、「相手から冷くされた」一〇・二％になつてゐる。

「身元調査された」体験が低いのは、こっそりと調査されていること、調査される前に部落であることを自ら明らか

表45 妻の親元とのいききの状況（夫が部落、妻が一般地区）

結 婚 時 期	夫が部落、妻が一般地区の生まれし妻の親族の反対	妻が部落、夫が一般地区の生まれし夫の親族の反対
1925年（大正14年）以前	42.9%	66.7%
1926年～1934年（昭和元年～9年）	81.8	85.7
1935年～1944年（昭和10年～19年）	81.5	93.4
1945年～1954年（昭和20年～29年）	92.2	85.2
1955年～1959年（昭和30年～34年）	91.7	90.9
1960年～1964年（昭和35年～39年）	87.9	80.2
1965年～1969年（昭和40年～44年）	89.0	79.8
1970年～1974年（昭和45年～49年）	88.8	88.7
1975年～1979年（昭和50年～54年）	91.0	86.6
1980年（昭和55年）以降	85.7	93.3
総 数	89.7	84.6

十一、障 害

(1) 「身体障害者手帳」もしくは「療育手帳」の交付の有無

一九八〇年厚生省調査では、十八歳以上の身体障害者の対人口比二・四％となっているが、部落の障害者の対人口比は、三・四％と一・四倍になっている。（表46）
これは、劣悪な衛生環境や貧困、厳しい労働条件など、部落差別によって多くの障害者が生み出されてきたことを示している。

表46 手帳の交付の有無

1. 交付を受けている	34%	2,842
2. 受けていない	91.7%	75,913
3. 不 明	4.8%	4,010
(計)	100.0%	82,765

五〇四四年二八・六％、四五〇五四年一七・〇％、五五〇五九年一八・二％、六〇〇六四年二一・二％、六五〇七九年二四・二％、七〇〇七四年一七・八％、七五〇七九年一九・四％、八〇年以降三二・五％となっており、結婚した後も差別的壁が厚いことを示している。
一九八〇年以降に結婚した人で、「妻が部落、夫が一般地区の生まれ」の場合、「妻の親元と行き来している」人は八二・一％にのぼるにもかかわらず、逆に「夫が部落、妻が一般地区の生まれ」の場合、「妻の親元といききしている」人は四七・一％にすぎない。最近の若い人達の中で、「一般地区出身者」との結婚が増えたとはいえ、内実は親子の縁を切るようにして結婚している姿をはっきりとみることが出来る。

(6) 若干の結論

以上のことから「一般地区出身者」との結婚は増加する傾向にあるが、それは、差別が減少してきた結果ではなくて、解放運動と教育・啓発の結果、差別をのりこえて、結婚をする人たちが増えてきたことを意味している。と同時に結婚差別の増加傾向や根強い反対があることにも注意を払う必要がある。

(2) 障害発生年齢

障害発生年齢をみると、表47の通り「四十～四十九歳」「四・〇％、「五十～五十九歳」一六・〇％、「六十歳以上」一六・七％と中高年（四十歳以上、四六・七％）に集中している。

また「出生時」の八・九％と「〇～五歳（乳幼児）」の一三・〇％を合わせると二二・九％に達し、厚生省調査

表47 障害発生年齢（千人あたり）

1. 生まれたときから	8.9%	239
2. 0～5歳	13.0%	349
3. 6～12歳	6.3%	169
4. 13～15歳	1.6%	43
5. 16～19歳	3.4%	92
6. 20～29歳	8.5%	229
7. 30～39歳	9.1%	245
8. 40～49歳	14.0%	376
9. 50～59歳	16.0%	431
10. 60歳以上	16.7%	450
11. 不 明	2.5%	67
(計)	100.0%	2,690

表49 程度別、身体障害者対人口比（千人あたり）

	部落 (A)	大阪 (B)	A/B
1. 1級	4.81人	2.68人	1.8倍
2. 2級	6.83	4.01	1.7
3. 3級	6.11	3.93	1.6
4. 4級	5.52	3.59	1.5
5. 5級	4.25	2.53	1.7
6. 6級	3.28	2.09	1.6
不 明	1.49	0.00	—
合 計	32.29人	18.83人	1.7倍

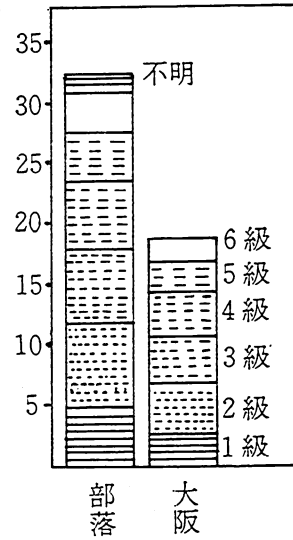
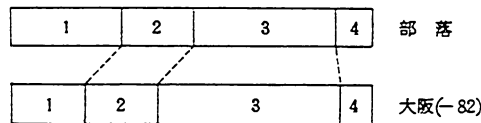


表50 身体障害部位構成比の比較

	部落		大阪(82)	
	人数	割合	人数	割合
1. 視 覚 障 害	765	30.1%	27295	17.1%
2. 聴覚、音声、言語障害	390	15.3%	24162	15.1%
3. 肢 体 障 害	1195	47.0%	97241	61.0%
4. 内 部 障 害	193	7.6%	10829	6.8%
合 計	2543	100.0%	159527	100.0%



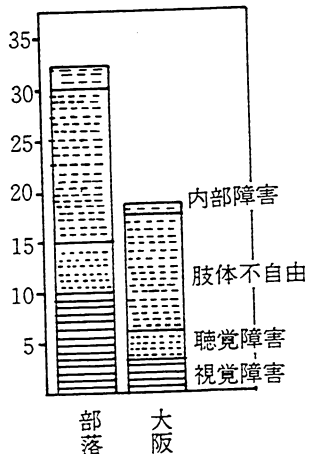
次に身体障害部位別構成比をみると、表50の通り「視覚障

害、「六級」でも、三・二八人の一・六倍になっている。

表48 部位別、身体障害対人口比（千人あたり）

	部落 (A)	大阪(1981) (B)	A/B
視 覚 障 害	9.72(人)	3.22(人)	3.0倍
聴覚、音声、言語障害	4.95	2.85	1.7
肢 体 不 自 由	15.17	11.48	1.3
内 部 障 害	2.45	1.28	1.9
身 体 障 害 (計)	32.29人	18.83人	1.7倍

(注) 部落の対人口比は、B-図の質問（障害者手帳、療育手帳の有無）の有効回答者数78,755人（回答者82,765人から「不明」4,010人を除いたもの）に対するもの
〔対人口比＝障害者数/78,755(人)×1,000〕



（一九八二年）による「〇～三歳」の一・二・四％に比べ、非常に高く、出生時及び乳幼児期の障害発生率が高いことを示している。

これは、部落差別の結果、妊娠・出産における母子保健や新生児の健康保障がうばわれていることが考えられる。

(3) 身体障害者の対人口比

人口一、〇〇〇人あたりの部位別身体障害者人口比率をみると、表48の通り「身体障害者主体」で、大阪主体の一八・八三人に対し、部落は、その一・七倍の三二・二九人に達し、部落の障害発生率の高さを示している。

部位別でみると、特に、「視覚障害」では、大阪全体の三・二二人に対し、部落はその三・〇倍の九・七二人に達している。同様に、「聴覚、音声、言語障害」では、一・七倍の四・九五、「肢体不自由」では、一・三倍の一五・一七人、「内部障害」でも、一・九倍の二・四五人となっている。

また、等級別でみると、表49の通り、「一級」が、大阪全体の二・六八人に比べ部落は四・八一人と一・八倍になっており、同様に、「二級」では六・八三人の一・七倍、「三級」では六・一一人の一・六倍、「四級」では、五・五二人の一・五倍、「五級」では四・二五人の一・七

表52 視覚障害、等級別構成比の比較

	部 落		大 阪	
	人数	割合	人数	割合
1 級	234	30.6%	7,069	25.9%
2 級	172	22.5%	5,650	20.7%
3 級	83	10.8%	2,921	10.7%
4 級	70	9.2%	3,221	11.8%
5 級	89	11.6%	3,903	14.3%
6 級	91	11.9%	4,531	16.6%
不 明	26	3.4%	0	0.0%
合 計	765	100.0%	27,295	100.0%

表53 聴覚、音声、言語障害、等級別構成比の比較

	部 落		大 阪	
	人数	割合	人数	割合
2 級	128	32.8%	5,579	23.1%
3 級	94	24.1%	5,897	24.4%
4 級	58	14.9%	5,022	20.8%
5 級	3	0.8%	124	0.5%
6 級	74	19.0%	7,540	31.2%
不 明	33	8.4%	0	0.0%
合 計	390	100.0%	24,162	100.0%

表54 肢体不自由、等級別構成比の比較

	部 落		大 阪	
	人数	割合	人数	割合
1 級	78	6.5%	10,113	10.4%
2 級	238	19.9%	22,755	23.4%
3 級	223	18.7%	20,713	21.3%
4 級	279	23.3%	20,615	21.2%
5 級	243	20.3%	17,406	17.9%
6 級	93	7.8%	5,639	5.8%
不 明	41	3.5%	0	0.0%
合 計	1,195	100.0%	97,241	100.0%

表55 内部障害、等級別構成比の比較

	部 落		大 阪	
	人数	割合	人数	割合
1 級	67	34.7%	5,501	50.8%
3 級	81	42.0%	3,801	35.1%
4 級	28	14.5%	1,527	14.1%
不 明	17	8.8%	0	0.0%
合 計	193	100.0%	10,829	100.0%

表56 精神薄弱者の程度別状況の比較

	部 落		大 阪	
	人数	割合	人数	割合
重 度	113	66.5%	7,190	61.7%
中 度	31	18.2%	2,870	24.6%
軽 度	15	8.8%	1,597	13.7%
不 明	11	6.5%	0	0.0%
合 計	170	100.0%	11,657	100.0%

低くなっている。
次に、障害の部位別に等級構成比をみると、よりいっそう特徴がはっきりとあらわれている。
視覚障害（表52）では、「一級」が、大阪全体、二五・九％に比べ、部落は、三〇・六％と四・七ポイント高く、

「二級」でも、大阪主体二〇・七％に比べ、二二・五％と一・八ポイント高くなっている。また、軽度になると、「五級」では、大阪全体より二・七ポイント低い一・六ポイント「六級」でも、四・七ポイント低い一・九％となっている。

「害」の構成比は、大阪全体が一七・一％であるのに対し、部落は実に三〇・一％と一三・〇ポイント高く、「肢体不自由」では、大阪全体六〇・〇％に対し、部落は、四七・〇％と一三ポイント低くなっている。
以上のことから、部落には身体障害者が多くいること、特に視覚障害がきわだって多いことが明らかである。これは、劣悪な環境衛生によるトラコーマなどの疾患の後遺症による障害をはじめ、部落差別によって、多くの障害者が生み出されていると考えられる。
表51のように、身体障害者の等級別構成比をみると、大阪全体と比べあまり大きな差はみられないが、若干、部落の身体障害者の重度化傾向がみられる。
「一級」では大阪全体の一四・二％に対し、部落は一四・九％と〇・七ポイント高く、「二級」でも大阪全体二・二％に対し、部落は二・二％と〇・一ポイント高くなっている。しかし、「三級」～「六級」では、逆に部落の方が低くなっており、「三級」では大阪全体の二〇・九％に対し、部落は一八・九％と二・〇ポイント低く、同様に「四級」では一・九ポイント、「五級」では〇・二ポイント、「六級」では一・一ポイント、それぞれ部落の方が

表51 身体障害、等級別構成比の比較

	部 落		大 阪	
	人数	割合	人数	割合
1 級	379	14.9%	22,683	14.2%
2 級	538	21.2%	33,984	21.3%
3 級	481	18.9%	33,332	20.9%
4 級	435	17.1%	30,385	19.0%
5 級	335	13.2%	21,433	13.4%
6 級	258	10.1%	17,710	11.2%
不 明	117	4.6%	0	0.0%
合 計	2,543	100.0%	159,527	100.0%

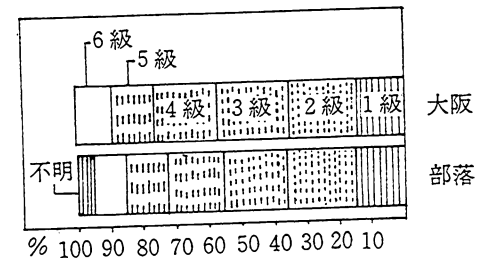
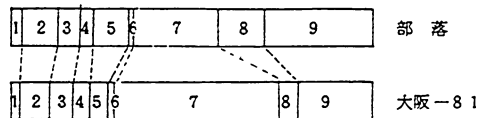


表60 視覚障害の原因別状況の比較



	部落		大阪-81	
	件数	割合	件数	割合
1. 交通事故	16	2.3%	382	1.7%
2. 労働災害	63	9.1%	1119	4.9%
3. その他の事故	48	7.0%	1502	6.6%
4. 戦傷、戦災等	19	2.8%	955	4.2%
5. 感染症	71	10.3%	846	3.7%
6. 中毒性疾患	4	0.6%	82	0.4%
7. その他の疾患	184	26.7%	12474	54.9%
8. 出生時の損傷	76	11.0%	928	4.1%
9. その他	209	30.2%	4422	19.5%
合計	690	100.0%	22710	100.0%

件が厳しく、社会保険さえ完備されていない職場での労働が多いため、「職業病」等による健康破壊や労働災害など、様々な障害が生じる危険性が高い。
 また、部落婦人も、不安定就労と貧困の中で、妊娠中毒症や異常分娩など、妊娠・出産における母性破壊が著しく、そのことが「出生時の損傷」の高さとなってあらわ

身体障害の原因別状況（表57）をみると「その他の疾患」が二五、七％と最っとも多いが、大阪府全体と比較すると、「労働災害」の比率が大阪府一〇・二％にくらべて八・二ポイント高い一三・四％となっている。同様に「出生

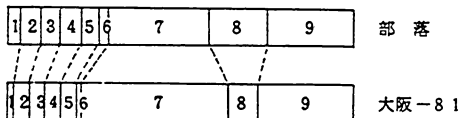
(6) 障害の原因

次に精神薄弱者の障害の程度（表56）をみると、重度が六六・五％と％を占めており、大阪全体（大阪市を除く）の六一・七％より四・八ポイント高く、部落には重度精神薄弱者が多いことを示している。

また、肢体不自由（表54）、内部障害（表59）では、逆に部落の方が重度障害の構成比が低い傾向を示している。これは、一般的に障害者の重度化傾向が強まっていることよって、相対的に下まわったと思われることと、部落解放運動の中で「手帳申請」のとりくみが強化されたことにより、軽度な内部障害程度でも「等級認定」をかちとってきたこと等の影響も考えられる。

同様に、「聴覚・音声・言語障害」（表53）でも、「二級」で三二・八％と、大阪全体より九・七ポイント高いが、「三級」二四・一％、「四級」一四・九％、「六級」一九・〇％と大阪全体よりそれぞれ、〇・三ポイント、五・九ポイント、一一・二ポイント、低くなっている。

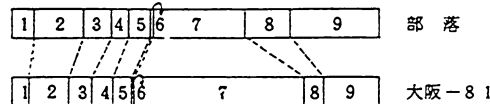
表61 聴覚、音声、言語障害の原因状況の比較



	部落		大阪-81	
	件数	割合	件数	割合
1. 交付事故	12	3.0%	242	1.3%
2. 労働災害	22	5.6%	701	3.8%
3. その他の事故	20	5.1%	701	3.8%
4. 戦傷、戦災等	28	7.1%	1,038	5.7%
5. 感染症	24	6.1%	701	3.8%
6. 中毒性疾患	10	2.5%	242	1.3%
7. その他の疾患	110	27.8%	8,022	43.9%
8. 出生時の損傷	70	17.7%	1,305	7.1%
9. その他	99	25.1%	5,339	29.3%
合計	395	100.0%	18291	100.0%

視覚障害でも、「その他の疾患」が二六・七％と最っとも多いが、大阪府との比較では「労働災害」が九・一％と四・二ポイント高く、「出生時の損傷」も一一・〇％と六・九ポイント高い。
 また、「感染症」が一〇・三％と六・六ポイントも高い。

表59 身体障害の原因別状況



	部落		大阪-81	
	件数	割合	件数	割合
1. 交通事故	169	6.5%	7,338	5.2%
2. 労働災害	349	13.4%	14,357	10.2%
3. その他の事故	203	7.8%	9,572	6.8%
4. 戦傷、戦災等	106	4.1%	7,817	5.5%
5. 感染症	161	6.2%	7,338	5.2%
6. 中毒性疾患	31	1.2%	638	0.5%
7. その他の疾患	668	25.7%	67,799	48.1%
8. 出生時の損傷	303	11.7%	5,583	4.0%
9. その他	608	23.4%	20,419	14.5%
合計	2598	100.0%	140861	100.0%

時の損傷」は、大阪府四・〇％の二・九倍の一・七％に達している。
 「労働災害」「出生時の損傷」の比率が、一般にくらべて高いのは、まさに部落差別の結果であると考えられる。部落住民は差別の結果、不安定就労を強いられ、労働条

以上が、昨年十月に実施した大阪部落実態調査の全体報告の中間報告である。

ご覧のように、ある部分は単純集計のみであり、他の部分はクロス集計ができたものもあるが、今日時点の大阪の部落の実態がほぼ理解されよう。

現在、三月末をメドにすべてのクロス集計を含めた、正式の詳細な報告書を作成する予定をしております、更についで実態究明は、その資料を参照願いたい。

最後に今回の調査が、部落解放同盟大阪府連各支部の皆さん、さらには解放会館をはじめ、行政の皆さん、保育、教育関係各位の献身的な努力の結果実現したことを明記し、改めて御礼申しあげる次第である。

一九八三年二月十九日

おわりに

内部障害では、大阪府の場合は「その他の疾患」に六一・六％と集中しているが、部落の場合、それに対して「労働災害」は一・一・六％と八・二ポイント高く、「出生児の損傷」も、一〇・六％と七・八ポイント高くなっている。

「感染症」が多いのは、劣悪な衛生環境のために部落に蔓延した「トラコーマ」が、視覚障害の原因になっていることを示している。

聴覚、音声、言語障害でも「その他の疾患」が二七・八％と最っとも多いが、大阪府との比較では「出生時の損傷」が一七・七％と一〇・六ポイント高い。

表62 肢体不自由の原因別状況の比較

	部落		大阪-81	
	数	%	数	%
1. 交通事故	139	10.5%	7196	7.8%
2. 労働災害	242	18.3%	13419	14.5%
3. その他の事故	133	10.0%	8265	8.9%
4. 戦傷、戦災等	55	4.2%	6223	6.7%
5. 感染症	54	4.1%	4862	5.3%
6. 中毒性疾患	12	0.9%	194	0.2%
7. その他の疾患	318	24.0%	41036	44.4%
8. 出生時の損傷	137	10.3%	3306	3.6%
9. その他	234	17.7%	7974	8.6%
合計	1324	100.0%	92475	100.0%

表63 内部障害の原因別状況の比較

	部落		大阪-81	
	数	%	数	%
1. 交通事故	2	1.1%	0	0.0%
2. 労働災害	22	11.6%	292	3.4%
3. その他の事故	2	1.1%	65	0.8%
4. 戦傷、戦災等	4	2.1%	173	2.0%
5. 感染症	12	6.3%	769	8.9%
6. 中毒性疾患	5	2.6%	0	0.0%
7. その他の疾患	56	29.6%	5295	61.6%
8. 出生時の損傷	20	10.6%	238	2.8%
9. その他	66	35.0%	1765	20.5%
合計	189	100.0%	8597	100.0%

肢体不自由では「その他の疾患」が二四・〇％と最も多いが、大阪府との比較では、「交通事故」が一〇・五％と二・七ポイント高く、「労働災害」も一八・三％と三・八ポイント高い。

また、「出生時の損傷」は一〇・三％と六・七ポイント高い。

(発行予定3月末)

大阪部落実態調査報告書

B5版 300頁 実費頒価

昨年10月に実施した大阪の部落全体の实態調査の報告。

「同和新法」下の部落の实態を知る貴重な資料。

(問い合わせ先)

(社) 部落解放研究所

大阪市浪速区久保吉1-6-12

TEL 06-568-0905